

EMOBILE通信サービス契約約款
(データ通信編)

第73版

令和6年7月1日
ソフトバンク株式会社

目次

第1章 総則	1
(約款の適用)	1
(約款の変更等)	1
(用語の定義)	1
第2章 EMOBILE通信サービスの種類	3
(EMOBILE通信サービスの種類)	3
第3章 契約	4
第1節 EMOBILE通信サービスに係る契約の種別	4
(EMOBILE通信サービスに係る契約の種別)	4
第2節 一般契約	4
(契約の単位)	4
(契約申込みの方法)	4
(契約申込みの承諾)	4
(契約者識別番号)	5
(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断)	5
(一般契約者の氏名等の変更の届出)	5
(一般契約に係わる契約の承継)	6
(EMOBILE通信サービス利用権の譲渡)	6
(一般契約者が行う一般契約の解除)	7
(当社が行う一般契約の解除)	7
(その他の提供条件)	8
第3節 定期契約	8
(契約の単位)	8
(契約申込みの方法)	8
(契約申込みの承諾)	8
(定期契約の区分)	9
(定期契約の満了)	9
(定期契約の満了に伴う契約の変更等)	9
(その他の提供条件)	10
第4章 付加機能	11
(付加機能の提供)	11
(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)	11
第5章 EM chipの貸与等	12
(EM chipの貸与)	12

(契約者識別番号その他の情報の登録等)	12
(EM chipの情報消去および返還)	12
(EM chipの管理責任)	12
(暗証番号)	12
第6章 利用中止および利用停止	14
(利用中止)	14
(利用停止)	14
第7章 通信	16
第1節 通信の種類等	16
(通信の種類)	16
(電波伝播条件による通信場所の制約)	16
(相互接続に伴う通信)	16
第2節 通信利用の制限	16
(通信利用の制限)	17
第8章 料金等	19
第1節 料金および工事に関する費用	19
(料金および工事に関する費用)	19
第2節 料金等の支払義務	19
(基本使用料等の支払義務)	19
(パケット通信料の支払義務)	20
(定期契約に係る契約解除料の支払義務)	20
(手続きに関する料金の支払義務)	20
(ユニバーサルサービス料の支払義務)	20
(電話リレーサービス料の支払義務)	20
(工事費の支払義務)	20
(契約者以外の者による料金の支払い)	20
第3節 料金の計算および支払い	21
(料金の計算および支払い)	21
第4節 預託金	21
(預託金)	21
第5節 割増金および延滞利息	22
(割増金)	22
(延滞利息)	22
第9章 保守	23
(当社の維持責任)	23
(契約者の維持責任)	23

(契約者の切分責任)	23
(修理または復旧)	23
(修理または復旧の場合の暫定措置)	23
第10章 損害賠償	24
(責任の制限)	24
(免責)	24
第11章 雑則	25
(承諾の限界)	25
(利用に係る契約者の義務)	25
(電気通信事業者へのパーソナルデータの通知)	25
(契約者に係るパーソナルデータの利用)	25
(住民票取得の同意)	26
(注意喚起)	26
(法令に規定する事項)	26
(閲覧)	26
(約款の掲示)	26
(合意管轄)	26
(準拠法)	26
別記	28
1 サービス区域	28
2 付加機能の提供	28
3 付随サービスの提供	28
4 当社から契約者に行なう通知等の方法および契約者の氏名等の変更に係る届出の義務	29
5 端末設備に異常がある場合等の検査	29
6 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	30
7 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等	30
8 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	30
9 端末設備の電波法に基づく検査	30
10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	30
11 自営電気通信設備の電波法に基づく検査	30
12 新聞社等の基準	30
13 課金対象パケットの情報量の測定等	31
14 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い	31
15 端末設備の接続	31
16 自営電気通信設備の接続	32

17	検査等のための端末設備の持込み	32
18	インターネット接続機能の利用における禁止行為	33
19	削除	33
20	長期契約割引の取扱い	33
	料金表	34
	通則	34
第1表	EMOBILE通信サービスに関する料金	36
第1	基本使用料等	36
第2	パケット通信料	70
第3	削除	96
第4	契約解除料	97
第5	手続きに関する料金	103
第6	ユニバーサルサービス料	105
第7	電話リレーサービス料	106
第2表	工事費	107
第3表	付随サービスに関する料金	107
第1	請求書発行サービス	107
第2	利用明細発行サービス	107
	附則	108
	附則別紙	118

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）および電気通信事業法（昭和59年法律第86号）その他の法令の規定によるほか、このEMOBILE通信サービス契約約款（データ通信編）（料金表を含みます。以下「この約款」といいます。）によりEMOBILE通信サービス（この約款においては、データ通信に係るものをいいます。）を提供します。

2 平成30年2月1日において、この約款に基づくEMOBILE通信サービスの提供を終了します。ただし、この日において、契約者がEMOBILE契約を継続する意思があるものと当社が認めた場合、従前の提供条件により提供します。

(約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後のEMOBILE通信サービス契約約款（データ通信編）によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 EMOBILE通信サービス	A X G P方式、T D D - L T E方式、F D D - L T E方式またはD S - C D M A方式により符号、音響または影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う電気通信サービス
4 EMOBILE通信サービス取扱所	(1) EMOBILE通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりEMOBILE通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 一般契約	当社からEMOBILE通信サービスの提供を受けるための契約であって、定期契約以外のもの
6 一般契約者	当社と一般契約を締結している者
7 定期契約	当社が定める期間において当社からEMOBILE通信サービスの提供を受けるための契約
8 定期契約者	当社と定期契約を締結している者

9	EMOBILE契約	当社からEMOBILE通信サービスの提供を受けるための契約
10	契約者	一般契約者または定期契約者
11	料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
12	移動無線装置	EMOBILE契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
13	無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための当社の電気通信設備
14	契約者回線	EMOBILE契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
15	EM chip	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がEMOBILE通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの
16	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
17	自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または第16条第1頂の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
19	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20	削除	削除
21	相互接続通信	相互接続点との間の通信
22	契約者回線等	（1）契約者回線および契約者回線に電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社が必要に応じ設置する電気通信設備 （2）相互接続点
23	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
24	ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

25 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて当社が定める料金
---------------	---

第2章 EMOBILE通信サービスの種類

（EMOBILE通信サービスの種類）

第4条 EMOBILE通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
EMモバイル ブロードバンド	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社又はWireless City Planning 株式会社であるものに限り）との間に電気通信回線を設定して、パケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信サービス

第3章 契約

第1節 EMOBILE通信サービスに係る契約の種別

(EMOBILE通信サービスに係る契約の種別)

第5条 EMOBILE通信サービスに係る契約には次の種別があります。

- (1) 一般契約
- (2) 定期契約

第2節 一般契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第7条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのEMOBILE通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出またはインターネット等を通じて送信していただきます。

- 2 前項の場合において、一般契約の申込みをするものは、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。
ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

(契約申込みの承諾)

第8条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 一般契約の申込みをした者が当社のEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 前条に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - (3) 一般契約の申込みをした者が、第32条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、EMOBILE通信サービスの利用を停止されたことがあるまたはEMOBILE通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 第57条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 当社は、契約者が次の表の左欄に掲げる契約を締結した日から次の表の右欄に掲げる

日までの期間（以下「契約適格期間」といいます。）を超えて継続して契約を締結している場合（契約を解除すると同時に新たに契約を締結した場合及び第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）に基づいて契約が更新又は変更された場合を含みます。）に限り、データプラン（得割）を選択する一般契約の申し込みを承諾します。

一般契約（この欄において、契約を解除すると同時に新たに締結する一般契約及び第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）に基づいて変更された一般契約を除きます。）	契約した日が属する料金月から起算して23料金月が経過することとなる月の末日
定期契約（この欄において、契約を解除すると同時に新たに締結する定期契約及び第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）に基づいて更新された定期契約を除きます。）	その定期契約について第21条（定期契約の満了）に規定する契約が満了する月の前料金月の末日

- 5 契約者が前項に定める契約適格期間に契約を解除すると同時に新たな契約を締結した場合であっても、前項の規定に基づいて定められた契約適格期間が満了する日は変更しません。

（契約者識別番号）

- 第9条 EMOBILE通信サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。
- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、EMOBILE通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、EMOBILE通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

（EMOBILE通信サービスの利用の一時中断）

- 第10条 当社は、一般契約者から当社所定の書面により請求があったときは、EMOBILE通信サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなくEMOBILE通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（一般契約者の氏名等の変更の届出）

- 第11条 一般契約者は、氏名、名称、住所もしくは請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかにEMOBILE通信サービス取扱所または当社が別に定めた連絡方法により届け出ていただきます。
- ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第9条（契約者識別番号）、第15条（当社が行う一般契約の解除）、第26条（EM chipの貸与）、第31条（利用中止）および第32条（利用停止）に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

(一般契約に係わる契約の承継)

第12条 一般契約者が相続または法人の合併もしくは分割（以下「相続等」といいます。）を伴うときは相続人等は一般契約の承継を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときの取扱いを次のとおりとします。

(1) 相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えてEMOBILE通信サービス取扱所に請求していただきます。

(2) 前号の場合において相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。また、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。

3 相続人等は、承継前の契約者がその一般契約に関して有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）および義務を承継します。

4 当社は第1項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 一般契約に係わる承継により新たにそのEMOBILE通信サービスの契約者になろうとする者がEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。

(2) 一般契約に係わる承継により、新たにそのEMOBILE通信サービスの契約者になろうとする者が、第57条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 第2項に基づき提出された当社所定の書面またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(EMOBILE通信サービス利用権の譲渡)

第13条 EMOBILE通信サービス利用権（契約者がEMOBILE通信サービス契約に基づいてEMOBILE通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 EMOBILE通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 前項の規定によりEMOBILE通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする者は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

4 当社は、第2項の規定によりEMOBILE通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(1) EMOBILE通信サービス利用権を譲渡しようとする契約者又はそのEMOBILE通信サービス利用権を譲り受けようとする者がEMOBILE通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) EMOBILE通信サービス利用権を譲渡しようとする契約者又はそのEMOBILE通信サービス利用権を譲り受けようとする者が第57条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反しているとき又は違反するおそれがあるとき。

(3) 第3項で規定する当社所定の書面若しくは当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかった場合、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。

(4) EMOBILE通信サービス利用権を譲り受けようとする者について、本人確認ができないとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

5 EMOBILE通信サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（譲渡があった日以前のEMOBILE通信サービス等の料金その他の債務を除きます。）を承継します。

ただし、料金表に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

6 前項の規定によるほか、EMOBILE通信サービス利用権の譲渡前のEMOBILE通信サービスの利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることがあります。

7 EMOBILE通信サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

（一般契約者が行う一般契約の解除）

第14条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめEMOBILE通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行う一般契約の解除）

第15条 当社は、第32条（利用停止）の規定によりEMOBILE通信サービスの利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者が第32条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、EMOBILE通信サービスの利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般契約を解除することができます。

4 当社は、前3項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その一般契約に係わるEMOBILE通信サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

5 当社は、データプラン（得割）が適用されている契約について、パケット通信の利用

がない料金月が連続して12料金月を経過することとなるものと認めた場合、その一般契約を解除するものとします。

- 6 当社は、前項の規定によるほか、データプラン（得割）が適用されている契約について、平成28年11月1日から平成29年4月30日までの間にパケット通信の利用がないものと認めた場合、その一般契約を平成29年6月1日に解除するものとします。

（注）当社は、本条第1項、第2項または第5項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（その他の提供条件）

- 第16条 一般契約に関するその他の提供条件については、別記3に定めるところによります。

第3節 定期契約

（契約の単位）

- 第17条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、1の定期契約につき1人に限ります。

（契約申込みの方法）

- 第18条 定期契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのEMOBILE通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出またはインターネット等を通じて送信していただきます。

- 2 一般契約者または定期契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期契約の申込みについて第1項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者または定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているEMOBILE通信サービスに準じて取り扱います。

（契約申込みの承諾）

- 第19条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（1）定期契約の申込みをした者が当社のEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

（2）前条第1項に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。

（3）定期契約の申込みをした者が、第32条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、EMOBILE通信サービスの利用を停止されたことがあるときまたはEMOBILE通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

（4）第57条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

- (5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(定期契約の区分)

第20条 定期契約に係る契約には次の区分があります。

- (1) 第1種定期契約
- (2) 第2種定期契約
- (3) 第3種定期契約
- (4) 第4種定期契約

(定期契約の満了)

第21条 第1種定期契約および第4種定期契約においては、その契約に基づいて当社がEMOBILE通信サービスの提供を開始した日を含む料金月（その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新日を含む料金月、またその契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を契約が満了する日（以下「満了日」といいます。）とします。

区 分	内 容
第1種定期契約	12料金月
第4種定期契約	24料金月

2 第2種定期契約および第3種定期契約においては、その契約に基づいて当社がEMOBILE通信サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を満了日とします。

区 分	内 容
第2種定期契約	12料金月
第3種定期契約	24料金月

(定期契約の満了に伴う契約の変更等)

第22条 第1種定期契約者および第4種定期契約者は、その満了日の翌日にその定期契約を更新します。その定期契約を更新するときは、第8条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

2 第2種定期契約者および第3種定期契約者は、料金表に別に定める場合を除いて、その満了日の翌日に一般契約に変更します。

3 第1項の規定にかかわらず、当社は、データプラン（にねん得割）が適用されている

契約について、その満了日の翌日にデータプラン（得割）に係る契約に変更します。

（その他の提供条件）

第23条 定期契約における契約者識別番号、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、承継、譲渡、契約者が行う契約の解除および当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

2 定期契約に関するその他の提供条件については、別記3に定めるところによります。

3 第1項の規定にかかわらず、当社は、データプラン（にねん得割）が適用されている契約について、平成28年11月1日から平成29年4月30日までの間にパケット通信の利用がないものと認めた場合、その定期契約を平成29年6月1日に解除するものとします。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、別記2に規定するところにより付加機能を提供します。

2 削除

3 第1項の規定にかかわらず、契約者が料金表第1表第1(基本使用料等)1(12)に規定する料金種別を選択した場合、当社は、別記2に定める固定インターネット接続機能の請求があったものとして取り扱います。

4 前項の規定にかかわらず、当社は、EMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるときには、その付加機能を提供しません。

(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第25条 当社はEMOBILE通信サービスの利用の一時中断があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第5章 EM chipの貸与等

(EM chipの貸与)

第26条 当社は、契約者に対し、EM chipを貸与します。この場合において、貸与するEM chipの数は、1のEMOBILE契約につき1とします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するEM chipを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者識別番号その他の情報の登録等)

第27条 当社は、次の場合に、当社の貸与するEM chipに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

(1) EM chipを貸与するとき。

(2) その他、当社のEM chipの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第9条（契約者識別番号）第2項または第53条（修理または復旧の場合の暫定措置）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号等の登録を行います。

(EM chipの情報消去および返還)

第28条 当社は、次の場合には、当社の貸与するEM chipに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) そのEM chipの貸与に係るEMOBILE通信サービス契約の解除があったとき。

(2) その他、EM chipを利用しなくなったとき。

2 当社のEM chipの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのEM chipを当社が別に定める方法により、当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

3 前項の規定によるほか、第26条（EM chipの貸与）第2項の規定により、当社がEM chipの変更を行った場合、契約者は、変更前のEM chipを返還するものとします。

(EM chipの管理責任)

第29条 EM chipの貸与を受けている契約者は、そのEM chipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 EM chipの貸与を受けている契約者は、EM chipについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がEM chipを利用した場合であっても、そのEM chipの貸与を受けている契約者が利用したもののみならず取り扱います。

4 当社は、EM chipの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(暗証番号)

第30条 契約者は、当社が別に定める方法により、EM chipに、EM chip暗証番号（そのEM chipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）

を登録することができます。この場合において、当社からそのEM chipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、EM chip暗証番号を善良な管理者の注意義務をもって管理していただきます。

第6章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、EMOBILE通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第36条（通信利用の制限）または第37条の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるEMOBILE通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にEMOBILE通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

3 前2項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、EMOBILE通信サービス等の料金その他の債務が同一料金月内において当社が定める限度額を超えた場合は、EMOBILE通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、当社が個別に通知する料金が支払われ、所定の手続きが完了したときは、その利用の中止を解除します。

- (注) 当社は、本条前3項の規定によりEMOBILE通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（EMOBILE通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、または第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのEMOBILE通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) EMOBILE通信サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 別記4の規定に違反したとき、または別記4の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者がEMOBILE通信サービスの利用において第57条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

- (6) 別記5もしくは6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたは、その検査の結果、技術基準等（別記7に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (7) 別記8, 9, 10または11の規定に違反したとき。
- (8) 第46条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (9) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（12）に規定する料金種別の適用を受けている契約者が、EMOBILE通信サービス契約約款（固定データ通信編）に基づいて、利用の停止または契約の解除を受けたとき。
- (10) 契約者が、クレジットカードまたは預貯金口座の名義人の同意を得ずその他不正な方法で、そのクレジットカードまたは預貯金口座をEMOBILE通信サービスの料金その他の債務を支払うために当社に届け出たと当社が認めたとき。

（注）当社は、本条の規定によりEMOBILE通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

- (1) 本条第4号の規定により、EMOBILE通信サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないとき。
- (2) 本条第10号の規定により、EMOBILE通信サービスの利用を停止するとき。

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第33条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
1 一般通信	2以外の通信
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信

(緊急速報メール)

第33条の2 契約者は、緊急速報メール（当社が気象庁の提供する緊急地震速報、津波警報、気象等に関する特別警報及び噴火に関する特別警報（気象業務法施行令（昭和27年11月29日政令第471号）第4条に定める地震動警報及び津波警報並びに同令第5条に定める気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報をいいます。）に基づき送信する情報及び当社と災害・避難情報の送信に関する契約を締結した者がその契約に基づき送信する情報をいいます。以下同じとします。）を当社が定める方法により受信することができます。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第34条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第35条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するEMOBILE通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第36条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

- (1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機	関	名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記12の基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国または地方公共団体の機関		

- (2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

第37条 前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用またはEMOBILE通信サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がEMOBILE通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (6) 契約者が別記18に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。
- (7) 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。
- (8) 契約者回線又は当社の電気通信設備等に対し、一定期間内に大量又は多数の通信が行われ、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれがあると当社が認めた場合において、契約者回線による全部又は一部の通信の利用を制限又は中止する措置。

2 当社は、前項による規定のほか、EMOBILE通信サービスに関して、次の処置をとることがあります。

- (1) 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その

契約者回線からの通信の利用を中止する処置

- 3 当社は、前2項による規定のほか、E M O B I L E通信サービスの円滑な提供を図るため、データ通信モードによる通信に関して、当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を遮断する処置をとります。
- 4 当社は、前3項による規定のほか、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を遮断することがあります。

第8章 料金等

第1節 料金および工事に関する費用

(料金および工事に関する費用)

第38条 EMOBILE通信サービスの料金は、料金表第1表（EMOBILE通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料等、パケット通信料、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料とし、基本使用料等は、基本使用料および付加機能使用料を合算したものとします。

2 削除

3 EMOBILE通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第39条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線または付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除または付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する料金（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりEMOBILE通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、EMOBILE通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのEMOBILE通信サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEMOBILE通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(パケット通信料の支払義務)

第40条 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、料金表第1表第2（パケット通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。なお、算定に使用する情報量は、別記13の規定に基づいて測定します。

2 契約者は、パケット通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記14に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(定期契約に係る契約解除料の支払義務)

第41条 定期契約者は、満了日を含む料金月の翌料金月以外の日に定期契約の解除があったときは、料金表に別に定める場合を除いて、料金表第1表第4（契約解除料）に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第42条 契約者は、EMOBILE通信サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第43条 契約者は、料金表第1表第6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第43条の2 契約者は、料金表第1表第7（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第44条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除またはその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(契約者以外の者による料金の支払い)

- 第44条の2 契約者及び契約者以外の者(以下この条において「支払者」といいます。)の同意のもと、契約者のEMOBILE通信サービス等の料金その他の債務及び契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に関する料金その他の債務(その契約約款及び料金表等に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、契約者のEMOBILE通信サービス等の料金その他の債務と併せて、以下「契約者の債務」といいます。)の支払いについて、支払者に請求先を設定する申込みがあり、当社がそれを承諾した場合は、当社は申し込まれた支払者に契約者の債務の支払いを請求します。この場合であっても、支払者は契約者のために請求先として設定されるものであり、契約者の債務は、契約者が負担しているものとします。
- 2 前項の規定により、当社が支払者に契約者の債務の支払いを請求している場合、支払者が契約者の債務について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社は契約者に契約者の債務の支払いを請求することがあります。

第3節 料金の計算および支払い

(料金の計算および支払い)

- 第45条 料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第4節 預託金

(預託金)

- 第46条 契約者、第12条(一般契約に係わる契約の承継)もしくは第23条(その他の提供条件)の規定による承継に基づき新たにその契約者になろうとする者または第13条(EMOBILE通信サービス利用権の譲渡)もしくは第23条(その他の提供条件)の規定による譲渡に基づきEMOBILE通信サービス利用権を譲り受けようとする者は、次の場合には、EMOBILE通信サービスの利用に先立って(承継又は譲渡の場合は当社によるその承認に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。
- (1) EMOBILE通信サービス契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) EMOBILE通信サービスにかかわる契約の承継の承認を請求したとき。
 - (3) 第32条(利用停止)第1項第1号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
 - (4) 第31条(利用中止)第2項の規定による利用中止を受けた後、その利用中止が解除されるとき。
 - (5) 付加機能の提供を請求したとき。
 - (6) EMOBILE通信サービス利用権の譲渡の承認を請求したとき。
- 2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、そのEMOBILE通信サービス契約の解除またはEMOBILE通信サービス利用権の譲渡等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第5節 割増金および延滞利息

(割増金)

第47条 契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第48条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第9章 保守

(当社の維持責任)

第49条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第50条 契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第51条 契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理または復旧)

第52条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第36条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

(修理または復旧の場合の暫定措置)

第53条 当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第54条 当社は、EMOBILE通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのEMOBILE通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、EMOBILE通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEMOBILE通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（パケット通信料）1（3）で最大パケット通信料金額が規定されている場合においては、その最大パケット通信料金額に料金表第1表第2（パケット通信料）の（2）に規定するパケット通信料の減額を適用した料金

(3) 料金表第1表第2（パケット通信料）1（4）で最大料金額が規定されている場合においては、EMOBILE通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1月当たりの平均パケット通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、EMOBILE通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第55条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしなけりばならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担しません。

第 11 章 雑則

(承諾の限界)

第 56 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第 57 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと

(3) 端末設備もしくは自営電気通信設備または E M c h i p に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと

なお、別記 18 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) E M O B I L E 通信サービスに係る利用権の譲渡を行うときは、第 13 条（E M O B I L E 通信サービス利用権の譲渡）または第 23 条（その他の提供条件）の規定により、当社の承認を受けること。

(電気通信事業者へのパーソナルデータの通知)

第 58 条 契約者は、第 14 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 15 条（当社が行う一般契約の解除）、第 23 条（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、電気通信事業者（携帯電話事業者（携帯電話サービスを提供する電気通信事業者をいいます。）及び BWA アクセスサービス事業者（BWA アクセスサービスを提供する電気通信事業者をいいます。）に限ります。）からの請求に基づき、パーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下「契約者に係るパーソナルデータ」といいます。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係るパーソナルデータの利用)

第 59 条 当社は、契約者に係るパーソナルデータの取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

2 削除

3 削除

4 契約者に係るパーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

(住民票取得の同意)

第59条の2 契約者は、債権管理のために当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票を当社が取得し利用することに同意するものとします。

(注意喚起)

第59条の3 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）によりEMOBILE通信サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第60条 削除

(法令に規定する事項)

第61条 EMOBILE通信サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(約款の掲示)

第63条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページまたは当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所に掲示します。

(合意管轄)

第64条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第65条 この約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するもの

とします。

別記

1 サービス区域

EMOBILE通信サービスのサービス区域は、別に定める都道府県の区域とします。

2 付加機能の提供

当社は、契約者から請求があったときは、次表に規定する付加機能を提供します。

種 類	提 供 条 件
固定インターネット 接続機能	(1) EMOBILE通信サービス契約約款(固定データ通信編)に規定するフレッツ接続サービスを提供する機能をいいます。 (2) 第24条(付加機能の提供)第3項の規定が適用される場合において、当社は、同時にEMOBILE通信サービス契約約款(固定データ通信編)に規定するフレッツ接続サービスの契約の申込みがあったものとして取り扱います。 (3) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(12)に規定する料金種別が適用されている契約者が、料金表第1表第1(基本使用料等)1(12)に規定する料金種別以外の料金種別に変更する場合、その変更する申し出があった日を含む料金月の翌料金月の初日に固定インターネット接続機能を廃止します。 (4) その他の提供条件については、EMOBILE通信サービス契約約款(固定データ通信編)に定めるところによります。

3 付随サービスの提供

(1) 請求書の発行

ア 当社は、契約者から請求があったときは、請求書を発行します。

イ アのほか、当社は、契約者又は第44条の2(契約者以外の者による料金の支払い)第1項に規定する支払者が契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)または当社が別に定める事由により支払方法が変更となった場合は、請求書を発行します。

ウ 第44条の2(契約者以外の者による料金の支払い)第2項の規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。

この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書を契約者の住所に送付することとします。

エ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたとき又はイ若しくはウに規定する請求書の発行を受けたときは、料金表第3表第1(請求書の発行)に規定する料金の

支払いを要します。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(2) 利用明細の発行

ア 当社は、契約者から利用明細サービスの請求があったときは、その契約者に係る EMOBILE通信サービスの通信料等について、契約者サイトで閲覧を可能にします。

イ アの場合であって、請求書が発行されるときは、その契約者に係る EMOBILE通信サービスの利用明細書を発行します。

ウ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表に定める利用明細手数料の支払いを要します。

エ アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者が利用明細の再発行を請求した場合、料金表第3表に定める利用明細再発行手数料の支払いを要します。

4 当社から契約者に行う通知等の方法および契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

(1) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。）を行なう必要がある場合であって、書面その他当社が契約者の承諾を得て別に定めた連絡方法（契約者のメールアドレスを含みます。以下同じとします。）によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所もしくは居所、請求書の送付先または契約者の了承を得て別に定めた連絡方法に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。

(2) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定める方法により届け出ていただきます。

(3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(4) 契約者は、契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した通知等については、その通知等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。

(5) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した通知等についても、(4)と同様とします。

(6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した通知等が当社に返戻される等その他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、通知等は行わないこととします。

(7) 当社は、当社がその契約者回線について第32条（利用停止）に基づく EMOBILE通信サービスの利用の停止または第15条（当社が行う契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面による通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。

(8) 契約者は、(2)の届出を怠った、または当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

5 端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第

- 2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

7 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

種 類	技術基準および技術的条件
EMモバイルブロードバンド	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

8 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記8において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

9 端末設備の電波法に基づく検査

別記8に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記8の(2)および(3)の規定に準ずるものとしします。

10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記8の規定に準ずるものとしします。

11 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記9の規定に準ずるものとしします。

12 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者および有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社または放送事業者等にニュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者等が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

1.3 課金対象パケットの情報量の測定等

課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者または着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

1.4 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い

- (1) 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (2) (1)の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

1.5 端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（移動無線装置にあつては、当社又はWireless City Planning 株式会社が無線局の免許を受けることができるものおよびEMOBILE通信サービスの契約者回線に接続することができるものに

限ります。以下この別記15において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。
 - ア その接続が別記7の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が(2)の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所に通知していただきます。

16 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあつては、当社又はWireless City Planning 株式会社が無線局の免許を受けることができるものおよびEMOBILE通信サービスの契約者回線に接続することができるもの)に限ります。以下この別記16において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。
 - ア その接続が別記7の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所に通知していただきます。

17 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その端末設備(移動無線装置に限ります。以下この別記17において同じとします。)もしくは自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。以下この別記17において同じとします。)を、当社が指定した期日に当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 別記5または15の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

18 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1) 削除
- (2) (1)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為
- (11) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
- (13) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令または慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (16) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

19 削除

20 長期契約割引の取扱い

契約者は、第2種定期契約および第3種定期契約を締結した際には、その契約毎にそれぞれ当社が指定する内容および条件で長期契約割引を受けることができます。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 料金の計算は、この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、パケット通信料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は料金月（その通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(基本使用料等の日割り)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、料金表に別に定める場合は、この限りではありません。
 - (1) 料金月の起算日以外の日、に、契約者回線の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日、に、契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日、に、月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
 - (5) 第39条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 第2項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
 - (7) 料金月の起算日以外の日、に、EMOBILE通信サービス利用権等の譲渡があったとき。
- 5 前項第1号から第5号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第39条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 6 第4項第6号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

(一括請求の取扱い)

- 8 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に契約約款等に定める

電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限り、以下「統合対象サービス」といいます。)に係る料金等に合わせて、一括して請求(以下「EMOBILE一括請求」といいます。)します。

- 9 当社は、EMOBILE一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
- (1) EMOBILE通信サービス利用権の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。
 - (2) EMOBILE通信サービス契約もしくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。
 - (3) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
- 10 EMOBILE一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金額の通知)

- 11 当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

(料金等の支払い)

- 12 契約者は、料金および工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 13 前項の場合において、料金および工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 14 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 15 当社は、契約者の1月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限り)が3,000円(税込)に満たないときは、2月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(消費税相当額の加算)

- 16 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

- 17 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この料金表または約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事費を減免することがあります。
- 18 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 EMOBILE通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第39条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用		
(1) 基本使用料の料金種別の選択等	ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、EMモバイルブロードバンドを提供します。	
	イ EMモバイルブロードバンドには契約の種別ごとに、下表の右欄の基本使用料の料金種別があります。	
	契約の種別	料金種別
	一般契約	データプラン（ベーシック）
		ギガデータプラン（ベーシック）
		バリューデータプラン（ベーシック）
		スーパーライトデータプラン（ベーシック）
		データプランB（ベーシック）
		昼割プラン（ベーシック）
		フレッツ+定額モバイル（ベーシック）
		フレッツ+スーパーライト（ベーシック）
		フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）
		EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）
EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）		
EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）		
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）		

				EMOBILE G4 データプランB (ベーシック)
				EMOBILE G4 昼割プラン (ベーシック)
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (ベーシック)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック)
				フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (ベーシック)
				データプラン (得割)
	定期契約	第1種定期契約	年とく割	データプラン (年とく割)
				ギガデータプラン (年とく割)
				バリューデータプラン (年とく割)
				スーパーライトデータプラン (年とく割)
				EMOBILE G4 データプラン (年とく割)
				EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)
				EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)
		年とく割2	データプラン (年とく割2)	
			ギガデータプラン (年とく割2)	
			バリューデータプラン (年とく割2)	
			スーパーライトデータプラン (年とく割2)	
			データプランB (年とく割2)	
			昼割プラン (年とく割2)	
			フレッツ+定額モバイル (年と	

				く割2)
				フレッツ+スーパーライト (年とく割2)
				フレッツ+昼割モバイル (年とく割2)
				EMOBILE G4 データプラン (年とく割2)
				EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割2)
				EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割2)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割2)
				EMOBILE G4 データプランB (年とく割2)
				EMOBILE G4 昼割プラン (年とく割2)
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (年とく割2)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (年とく割2)
				フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (年とく割2)
		第3種定期契約	にねんMAX	データプラン (にねんMAX)
				ギガデータプラン (にねんMAX)
				バリューデータプラン (にねんMAX)
				スーパーライトデータプラン (にねんMAX)
				データプランB (にねんMAX)
				昼割プラン (にねんMAX)

				フレッツ+定額モバイル（にねんMAX）
				フレッツ+スーパーライト（にねんMAX）
				EMOBILE G4 データプラン（にねんMAX）
				EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんMAX）
				EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんMAX）
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんMAX）
				EMOBILE G4 データプランB（にねんMAX）
				EMOBILE G4 昼割プラン（にねんMAX）
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんMAX）
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんMAX）
			にねんL	データプラン（にねんL）
				ギガデータプラン（にねんL）
				バリューデータプラン（にねんL）
				スーパーライトデータプラン（にねんL）
				データプランB（にねんL）
				昼割プラン（にねんL）
				フレッツ+定額モバイル（にねんL）
				フレッツ+スーパーライト（にねんL）

				EMOBILE G4 データプラン (にねんL)
				EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんL)
				EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんL)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんL)
				EMOBILE G4 データプランB (にねんL)
				EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL)
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL)
			にねんM	データプラン (にねんM)
				ギガデータプラン (にねんM)
				バリューデータプラン (にねんM)
				スーパーライトデータプラン (にねんM)
				データプランB (にねんM)
				昼割プラン (にねんM)
				フレッツ+定額モバイル (にねんM)
				フレッツ+スーパーライト (にねんM)
				フレッツ+昼割モバイル (にねんM)
				EMOBILE G4 データプラン (にねんM)
				EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんM)

				EMOBILE G4 バリュー データプラン (にねんM)
				EMOBILE G4 スーパー ライトデータプラン (にねんM)
				EMOBILE G4 データプ ランB (にねんM)
				EMOBILE G4 昼割プラ ン (にねんM)
				フレッツ+EMOBILE G 4 定額モバイル (にねんM)
				フレッツ+EMOBILE G 4 スーパーライト (にねんM)
				フレッツ+EMOBILE G 4 昼割モバイル (にねんM)
			にねんS	データプラン (にねんS)
				ギガデータプラン (にねんS)
				バリューデータプラン (にねん S)
				スーパーライトデータプラン (にねんS)
				データプランB (にねんS)
				フレッツ+定額モバイル (にね んS)
				フレッツ+スーパーライト (に ねんS)
				EMOBILE G4 データプ ラン (にねんS)
				EMOBILE G4 ギガデー タプラン (にねんS)
				EMOBILE G4 バリュー データプラン (にねんS)
				EMOBILE G4 スーパー ライトデータプラン (にねんS)
				EMOBILE G4 データプ ランB (にねんS)

		第4種定期契約	にねん得割	フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんS)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS)
				スーパーライトデータプラン (にねん得割)
				データプランB (にねん得割)
				昼割プラン (にねん得割)
				フレッツ+定額モバイル (にねん得割)
				フレッツ+スーパーライト (にねん得割)
				フレッツ+昼割モバイル (にねん得割)
				EMOBILE G4 データプラン (にねん得割)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん得割)
				EMOBILE G4 データプランB (にねん得割)
				EMOBILE G4 昼割プラン (にねん得割)
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねん得割)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん得割)
				フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねん得割)

ウ 契約者はあらかじめ契約の種別および基本使用料の料金種別を選択していただきます。

エ 契約者は、本表(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)および(9)に規定する基本使用料の料金種別の変更を請求する

	<p>ことができます。この場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p> <p>オ 当社がこの約款により提供する EMOBILE 通信サービスは、次に定めるとおり、契約者が使用する移動無線装置によって異なります。</p> <p>(ア) 第三代移動通信システムまで対応する移動無線装置を使用する場合は、DS-CDMA方式に係る EMOBILE 通信サービスのみを提供します。</p> <p>(イ) 上記以外の移動無線装置を使用する場合は、その移動無線装置が対応している通信世代に係る EMOBILE 通信サービスを提供します。</p>
<p>(2) データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプラン B（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン B（ベーシック）、EMOBILE G4 昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第 1 表第 1 の 2 に規定する料金額を適用します。</p>	<p>ア データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプラン B（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン B（ベーシック）、EMOBILE G4 昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第 1 表第 1 の 2 に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプラン B（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOB</p>

<p>イル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 データプランB（ベーシック）、EMOBILE G4 昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプランB（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 データプランB（ベーシック）、EMOBILE G4 昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 1361 975 1413">区 分</th> <th data-bbox="975 1361 1343 1413">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 1413 975 1977"> 1 データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプランB（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベ </td> <td data-bbox="975 1413 1343 1977"> その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプランB（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベ	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用				
1 データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプランB（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベ	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				

<p>(ベーシック)およびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(ベーシック)に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ーシック)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(ベーシック)、EMOBILE G4 データプランB(ベーシック)、EMOBILE G4 昼割プラン(ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(ベーシック)またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(ベーシック)の解除があったとき。</p>				
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>			
<p>(2)の2 データプラン(得割)に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ア データプラン(得割)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p>				
	<p>イ データプラン(得割)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 データプラン(得割)の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(得割)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用				
1 データプラン(得割)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				

	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>(3) データプラン（年とく割）、ギガデータプラン（年とく割）、バリューデータプラン（年とく割）、スーパーライトデータプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 データプラン（年とく割）、ギガデータプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 バリューデータプラン（年とく割）またはEMO B I L E G 4 スーパーライトデータプラン（年とく割）の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p>	<p>ア データプラン（年とく割）、ギガデータプラン（年とく割）、バリューデータプラン（年とく割）、スーパーライトデータプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 データプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 ギガデータプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 バリューデータプラン（年とく割）またはEMO B I L E G 4 スーパーライトデータプラン（年とく割）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン（年とく割）、ギガデータプラン（年とく割）、バリューデータプラン（年とく割）、スーパーライトデータプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 データプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 ギガデータプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 バリューデータプラン（年とく割）またはEMO B I L E G 4 スーパーライトデータプラン（年とく割）の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン（年とく割）、ギガデータプラン（年とく割）、バリューデータプラン（年とく割）、スーパーライトデータプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 データプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 ギガデータプラン（年とく割）、EMO B I L E G 4 バリューデータプラン（年とく割）またはEMO B I L E G 4 スーパーライトデータプラン（年とく割）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	<p>ウ データプラン（得割）に係る基本使用料の適用を受ける契約者は、料金表第1表第2（ポケット通信料）1（1）の規定に基づいて算定される料金額が発生しない料金月について、2（料金額）に規定する基本使用料の支払いを要しません。</p>

	区 分	基本使用料の適用
リューデー タプラン（年 とく割）およ び E M O B I L E G 4 スーパーラ イトデー タ プラン（年と く割）に係る 基本使用料 の取扱い	1 データプラン（年とく割）、ギ ガデータプラン（年とく割）、バ リューデータプラン（年とく 割）、スーパーライトデー タ プラン（年とく割）、E M O B I L E G 4 データプラン（年とく 割）、E M O B I L E G 4 ギ ガデータプラン（年とく割）、E M O B I L E G 4 バリュー データプラン（年とく割）また は E M O B I L E G 4 スー パーライトデータプラン（年と く割）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの 基本使用料を適用します。
	2 契約者から他の料金種別の 適用に変更する申し出があ ったとき。	契約者から他の料金種別の適 用に変更する申し出があった 日を含む料金月の末日までの 基本使用料を適用します。
(4) データ プラン（年とく 割2）、ギガ データ プラン（年とく割 2）、バリ ユーデー タ プラン（年とく 割2）、スー パーラ イト データ プラン（年とく割 2）、デー タ プランB（年 とく割2）、 昼割 プラン （年とく割 2）、フレッ	ア データプラン（年とく割2）、ギガデータプラン（年とく割2）、 バリューデータプラン（年とく割2）、スーパーライトデータ プラン（年とく割2）、データプランB（年とく割2）、昼割プラン （年とく割2）、フレッツ+定額モバイル（年とく割2）、フレ ッツ+スーパーライト（年とく割2）、フレッツ+昼割モバイル （年とく割2）、E M O B I L E G 4 データプラン（年とく割 2）、E M O B I L E G 4 ギガデータプラン（年とく割2）、E M O B I L E G 4 バリューデータプラン（年とく割2）、E M O B I L E G 4 スーパーライトデータプラン（年とく割2）、 E M O B I L E G 4 データプランB（年とく割2）、E M O B I L E G 4 昼割プラン（年とく割2）、フレッツ+E M O B I L E G 4 定額モバイル（年とく割2）、フレッツ+E M O B I L E G 4 スーパーライト（年とく割2）またはフレッツ+E M O B I L E G 4 昼割モバイル（年とく割2）の基本使用料につ いては、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1 の2に規定する料金額を適用します。 イ データプラン（年とく割2）、ギガデータプラン（年とく割2）、 バリューデータプラン（年とく割2）、スーパーライトデー	

<p>ツ+定額モバイル(年とく割2)、フレッツ+スーパーライト(年とく割2)、フレッツ+昼割モバイル(年とく割2)、EMOBILE G4 データプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 データプランB(年とく割2)、EMOBILE G4 昼割プラン(年とく割2)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(年とく割2)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(年とく割2)またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(年とく割2)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p>	<p>ラン(年とく割2)、データプランB(年とく割2)、昼割プラン(年とく割2)、フレッツ+定額モバイル(年とく割2)、フレッツ+スーパーライト(年とく割2)、フレッツ+昼割モバイル(年とく割2)、EMOBILE G4 データプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 データプランB(年とく割2)、EMOBILE G4 昼割プラン(年とく割2)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(年とく割2)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(年とく割2)またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(年とく割2)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプランB(年とく割2)、昼割プラン(年とく割2)、フレッツ+定額モバイル(年とく割2)、フレッツ+スーパーライト(年とく割2)、フレッツ+昼割モバイル(年とく割2)、EMOBILE G4 データプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 データプランB(年とく割2)、EMOBILE G4 昼割プラン(年とく割2)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(年とく割2)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(年とく割2)またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(年とく割2)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="507 1653 1345 1977"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1653 951 1704">区 分</th> <th data-bbox="951 1653 1345 1704">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1704 951 1977">1 データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプランB(年とく割2)、昼割</td> <td data-bbox="951 1704 1345 1977">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプランB(年とく割2)、昼割	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用				
1 データプラン(年とく割2)、ギガデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、データプランB(年とく割2)、昼割	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				

<p>G4 昼割プラン（年とく割2）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（年とく割2）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（年とく割2）およびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（年とく割2）に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>プラン（年とく割2）、フレッツ+定額モバイル（年とく割2）、フレッツ+スーパーライト（年とく割2）、フレッツ+昼割モバイル（年とく割2）、EMOBILE G4 データプラン（年とく割2）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割2）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割2）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割2）、EMOBILE G4 データプランB（年とく割2）、EMOBILE G4 昼割プラン（年とく割2）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（年とく割2）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（年とく割2）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（年とく割2）の解除があったとき。</p>	
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>(5) データプラン（にねんMAX）、ギガデータプラン（にねんMAX）、バリューデータプラン（に</p>	<p>ア データプラン（にねんMAX）、ギガデータプラン（にねんMAX）、バリューデータプラン（にねんMAX）、スーパーライトデータプラン（にねんMAX）、データプランB（にねんMAX）、昼割プラン（にねんMAX）、フレッツ+定額モバイル（にねんMAX）、フレッツ+スーパーライト（にねんMAX）、EMOBILE G4 データプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4 ス</p>	

<p>ねんMAX)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、データプランB(にねんMAX)、データプランA(にねんMAX)、昼割プラン(にねんMAX)、フレッツ+定額モバイル(にねんMAX)、フレッツ+スーパーライト(にねんMAX)、EMOBILE G4 データプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 データプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 データプランB(にねんMAX)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 定額モバイル(にねんMAX)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんMAX)の契約者は、他の料金種別</p>	<p>スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 データプランB(にねんMAX)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんMAX)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんMAX)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんMAX)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(にねんMAX)、ギガデータプラン(にねんMAX)、バリューデータプラン(にねんMAX)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、データプランB(にねんMAX)、昼割プラン(にねんMAX)、フレッツ+定額モバイル(にねんMAX)、フレッツ+スーパーライト(にねんMAX)、EMOBILE G4 データプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 データプランB(にねんMAX)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんMAX)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんMAX)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんMAX)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(にねんMAX)、ギガデータプラン(にねんMAX)、バリューデータプラン(にねんMAX)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、データプランB(にねんMAX)、昼割プラン(にねんMAX)、フレッツ+定額モバイル(にねんMAX)、フレッツ+スーパーライト(にねんMAX)、EMOBILE G4 データプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 データプランB(にねんMAX)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんMAX)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんMAX)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんMAX)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="951 1937 1034 1975">区分</td> <td data-bbox="1034 1937 1356 1975">基本使用料の適用</td> </tr> </table>	区分	基本使用料の適用
区分	基本使用料の適用		

<p>ーライトデータプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4 データプランB（にねんMAX）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねんMAX）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんMAX）およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんMAX）に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>1 データプラン（にねんMAX）、ギガデータプラン（にねんMAX）、バリューデータプラン（にねんMAX）、スーパーライトデータプラン（にねんMAX）、データプランB（にねんMAX）、昼割プラン（にねんMAX）、フレッツ+定額モバイル（にねんMAX）、フレッツ+スーパーライト（にねんMAX）、EMOBILE G4 データプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんMAX）、EMOBILE G4 データプランB（にねんMAX）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねんMAX）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんMAX）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんMAX）の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
	<p>エ データプランB（にねんMAX）、昼割プラン（にねんMAX）、フレッツ+定額モバイル（にねんMAX）、フレッツ+スーパーライト（にねんMAX）、EMOBILE G4 データプランB（にねんMAX）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねんMAX）</p>	

	<p>X)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんMAX)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんMAX)の契約者は、第22条(定期契約の満了に伴う契約の変更等)第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。</p>
<p>(6) データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプランB(にねんM)、昼割プラン(にねんM)、フレッツ+定額モバイル(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 データプラン(にねんM)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 データプランB(にねんM)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんM)またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(にねんM)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p>	<p>ア データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプランB(にねんM)、昼割プラン(にねんM)、フレッツ+定額モバイル(にねんM)、フレッツ+スーパーライト(にねんM)、フレッツ+昼割モバイル(にねんM)、EMOBILE G4 データプラン(にねんM)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 データプランB(にねんM)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんM)またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(にねんM)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>イ データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプランB(にねんM)、昼割プラン(にねんM)、フレッツ+定額モバイル(にねんM)、フレッツ+スーパーライト(にねんM)、フレッツ+昼割モバイル(にねんM)、EMOBILE G4 データプラン(にねんM)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 データプランB(にねんM)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんM)またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(にねんM)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン</p>

<p>M)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 データプランB(にねんM)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんM)およびフレッツ+EMOBILE</p>	<p>(にねんM)、データプランB(にねんM)、昼割プラン(にねんM)、フレッツ+定額モバイル(にねんM)、フレッツ+スーパーライト(にねんM)、フレッツ+昼割モバイル(にねんM)、EMOBILE G4 データプラン(にねんM)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 データプランB(にねんM)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんM)またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(にねんM)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 893 951 936">区 分</th> <th data-bbox="951 893 1347 936">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 936 951 1977"> <p>1 データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプランB(にねんM)、昼割プラン(にねんM)、フレッツ+定額モバイル(にねんM)、フレッツ+スーパーライト(にねんM)、フレッツ+昼割モバイル(にねんM)、EMOBILE G4 データプラン(にねんM)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 データプランB(にねんM)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G</p> </td> <td data-bbox="951 936 1347 1977"> <p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	<p>1 データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプランB(にねんM)、昼割プラン(にねんM)、フレッツ+定額モバイル(にねんM)、フレッツ+スーパーライト(にねんM)、フレッツ+昼割モバイル(にねんM)、EMOBILE G4 データプラン(にねんM)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 データプランB(にねんM)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
区 分	基本使用料の適用				
<p>1 データプラン(にねんM)、ギガデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、データプランB(にねんM)、昼割プラン(にねんM)、フレッツ+定額モバイル(にねんM)、フレッツ+スーパーライト(にねんM)、フレッツ+昼割モバイル(にねんM)、EMOBILE G4 データプラン(にねんM)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 データプランB(にねんM)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんM)、フレッツ+EMOBILE G</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>				

L E G 4 昼割モバイル（にねんM）に係る基本使用料の取扱い	4 定額モバイル（にねんM）、フレッツ+EMOBILE G 4 スーパーライト（にねんM）またはフレッツ+EMOBILE G 4 昼割モバイル（にねんM）の解除があったとき。	
	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。
<p>エ データプラン（にねんM）、ギガデータプラン（にねんM）、バリューデータプラン（にねんM）、スーパーライトデータプラン（にねんM）、EMOBILE G 4 データプラン（にねんM）、EMOBILE G 4 ギガデータプラン（にねんM）、EMOBILE G 4 バリューデータプラン（にねんM）またはEMOBILE G 4 スーパーライトデータプラン（にねんM）の契約者は、第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割に係る料金種別に変更します。</p> <p>オ データプランB（にねんM）、昼割プラン（にねんM）、フレッツ+定額モバイル（にねんM）、フレッツ+スーパーライト（にねんM）、フレッツ+昼割モバイル（にねんM）、EMOBILE G 4 データプランB（にねんM）、EMOBILE G 4 昼割プラン（にねんM）、フレッツ+EMOBILE G 4 定額モバイル（にねんM）、フレッツ+EMOBILE G 4 スーパーライト（にねんM）またはフレッツ+EMOBILE G 4 昼割モバイル（にねんM）の契約者は、第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。</p>		

<p>(7) データプラン(にねんL)、ギガデータプラン(にねんL)、バリューデータプラン(にねんL)、スーパーライトデータプラン(にねんL)、データプランB(にねんL)、昼割プラン(にねんL)、フレッツ+定額モバイル(にねんL)、フレッツ+スーパーライト(にねんL)、EMOBILE G4 データプラン(にねんL)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 データプランB(にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんL)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんL)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p>	<p>ア データプラン(にねんL)、ギガデータプラン(にねんL)、バリューデータプラン(にねんL)、スーパーライトデータプラン(にねんL)、データプランB(にねんL)、昼割プラン(にねんL)、フレッツ+定額モバイル(にねんL)、フレッツ+スーパーライト(にねんL)、EMOBILE G4 データプラン(にねんL)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 データプランB(にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんL)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんL)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(にねんL)、ギガデータプラン(にねんL)、バリューデータプラン(にねんL)、スーパーライトデータプラン(にねんL)、データプランB(にねんL)、昼割プラン(にねんL)、フレッツ+定額モバイル(にねんL)、フレッツ+スーパーライト(にねんL)、EMOBILE G4 データプラン(にねんL)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 データプランB(にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんL)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんL)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(にねんL)、ギガデータプラン(にねんL)、バリューデータプラン(にねんL)、スーパーライトデータプラン(にねんL)、データプランB(にねんL)、昼割プラン(にねんL)、フレッツ+定額モバイル(にねんL)、フレッツ+スーパーライト(にねんL)、EMOBILE G4 データプラン(にねんL)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 データプランB(にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン(にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねんL)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねんL)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p>
---	---

<p>タプラン（にねんL）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんL）、EMOBILE G4 データプランB（にねんL）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねんL）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんL）およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんL）に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ン（にねんL）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんL）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんL）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
	区 分	基本使用料の適用
	<p>1 データプラン（にねんL）、ギガデータプラン（にねんL）、バリューデータプラン（にねんL）、スーパーライトデータプラン（にねんL）、データプランB（にねんL）、昼割プラン（にねんL）、フレッツ+定額モバイル（にねんL）、フレッツ+スーパーライト（にねんL）、EMOBILE G4 データプラン（にねんL）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんL）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんL）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんL）、EMOBILE G4 データプランB（にねんL）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねんL）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんL）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんL）の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>	
<p>エ データプランB（にねんL）、昼割プラン（にねんL）、フレッツ+定額モバイル（にねんL）、フレッツ+スーパーライト（に</p>		

	<p>ねんL)、EMOBILE G4 データプランB (にねんL)、EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL) の契約者は、第22条 (定期契約の満了に伴う契約の変更等) 第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。</p>
<p>(8) データプラン (にねんS)、ギガデータプラン (にねんS)、バリューデータプラン (にねんS)、スーパーライトデータプラン (にねんS)、データプランB (にねんS)、フレッツ+定額モバイル (にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、EMOBILE G4 データプラン (にねんS)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 データプランB (にねんS)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんS) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS) の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p>	<p>ア データプラン (にねんS)、ギガデータプラン (にねんS)、バリューデータプラン (にねんS)、スーパーライトデータプラン (にねんS)、データプランB (にねんS)、フレッツ+定額モバイル (にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、EMOBILE G4 データプラン (にねんS)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 データプランB (にねんS)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんS) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS) の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>イ データプラン (にねんS)、ギガデータプラン (にねんS)、バリューデータプラン (にねんS)、スーパーライトデータプラン (にねんS)、データプランB (にねんS)、フレッツ+定額モバイル (にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、EMOBILE G4 データプラン (にねんS)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんS)、EMOBILE G4 データプランB (にねんS)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんS) またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS) の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン (にねんS)、ギガデータプラン (にねんS)、バリューデータプラン (にねんS)、スーパーライトデータプラン (にねんS)、データプランB (にねんS)、フレッツ+定額モバイル (にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、EMO</p>

4 ギガデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 データプランB（にねんS）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんS）およびフレッツ+EMOBILE G4 データプラン（にねんS）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 データプラン（にねんS）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんS）、スーパーライトデータプラン（にねんS）、データプランB（にねんS）、フレッツ+定額モバイル（にねんS）、フレッツ+スーパーライト（にねんS）、EMOBILE G4 データプラン（にねんS）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 データプランB（にねんS）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんS）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんS）の解除があったとき。	BILE G4 データプラン（にねんS）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 データプランB（にねんS）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんS）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんS）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
	区 分	基本使用料の適用
	1 データプラン（にねんS）、ギガデータプラン（にねんS）、バリューデータプラン（にねんS）、スーパーライトデータプラン（にねんS）、データプランB（にねんS）、フレッツ+定額モバイル（にねんS）、フレッツ+スーパーライト（にねんS）、EMOBILE G4 データプラン（にねんS）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 データプランB（にねんS）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんS）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんS）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。	

	<p>エ データプラン（にねんS）、ギガデータプラン（にねんS）、バリューデータプラン（にねんS）、スーパーライトデータプラン（にねんS）、データプランB（にねんS）、フレッツ+定額モバイル（にねんS）、フレッツ+スーパーライト（にねんS）、EMOBILE G4 データプラン（にねんS）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんS）、EMOBILE G4 データプランB（にねんS）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんS）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんS）の契約者は、第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。</p>
<p>(9) スーパーライトデータプラン（にねん得割）、データプランB（にねん得割）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2に規定する料金額を適用します。</p>	<p>ア スーパーライトデータプラン（にねん得割）、データプランB（にねん得割）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができま</p> <p>イ スーパーライトデータプラン（にねん得割）、データプランB（にねん得割）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができま</p>

<p>得割)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）およびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>す。</p> <p>ウ スーパーライトデータプラン（にねん得割）、データプランB（にねん得割）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>
---	---

	区分	基本使用料の適用
	<p>1 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、データプランB（にねん得割）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
	<p>エ 削除 オ 削除</p>	
<p>(10) データセットおよびスマートプランデータセットの</p>	<p>ア データセットとは、契約者がデータプラン、EMOBILE G4 データプラン、データプランB、EMOBILE G4 データプランB、フレッツ+定額モバイルまたはフレッツ+EMOBILE G4 定額モバイルに係る契約に加え、当社がEMOBILE通信サービス契約約款（電話・データ通信編）に基づき提供</p>	

<p>取扱い</p>	<p>するEMOBILEサービスを1以上契約し（当社が別に定める料金種別に係る契約に限ります。）、料金表通則8（一括請求の取扱い）に基づきEMOBILE一括請求を適用している場合において、適用する割引をいいます。</p> <p>イ スマートプランデータセットとは、契約者がデータプラン、EMOBILE G4 データプラン、データプランB、EMOBILE G4 データプランB、フレッツ+定額モバイルまたはフレッツ+EMOBILE G4 定額モバイルに係る契約に加え、当社がEMOBILE通信サービス契約約款（電話・データ通信編）に基づき提供するEMOBILEサービスを1以上契約し（データセットとは異なる当社が別に定める料金種別に係る契約に限ります。）、料金表通則8（一括請求の取扱い）に基づきEMOBILE一括請求を適用している場合において、適用する割引をいいます。</p> <p>ウ データセットおよびスマートプランデータセットの取扱いについては、EMOBILE通信サービス契約約款（音声・データ通信編）に規定します。</p>				
<p>(11) データプランBおよびEMOBILE G4 データプランBに係る基本使用料の料金種別の適用</p>	<p>ア データプランBまたはEMOBILE G4 データプランBに係る基本使用料の料金種別が適用されている契約者は、当社が別に指定する接続先に限り、接続することができません。この場合において当該契約者に係る通信の利用の範囲は次の制限を受けません。</p> <p>（ア）当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を遮断すること。</p> <p>（イ）1の料金月において契約者の当該料金月内の通信が5ギガバイトを超えたことを当社が認めた場合、その日から当該料金月の間その通信について制限をすること。</p> <p>イ 当社は、契約者が追加利用の適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合は、当該料金月内に限り、当該契約者は、アの（イ）に定める通信の利用の範囲の制限を受けません。ただし、追加利用の適用の申し込みは、1の料金月につき1回までとします。</p> <p>ウ 追加利用の適用を受ける契約者は、次の表に規定する料金額の支払いを要します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに適用 1 回あたり次の料金額</p> <table border="1" data-bbox="507 1895 1345 1986"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1895 930 1944">区分</th> <th data-bbox="935 1895 1345 1944">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1944 930 1986">追加利用料</td> <td data-bbox="935 1944 1345 1986">1, 429円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	追加利用料	1, 429円
区分	料金額				
追加利用料	1, 429円				

		(税抜)
		<p>エ アの規定にかかわらず、契約者が追加利用の適用を受ける場合、当該料金月内に限り、アに規定する通信の利用の範囲の制限がない接続先であって、当社が別に定めるものに接続することができます。</p>
<p>(12) フレッツ+定額モバイル、フレッツ+スーパーライト、フレッツ+昼割モバイル、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライトおよびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイルに係る基本使用料等の料金種別の適用</p>	<p>ア フレッツ+定額モバイル、フレッツ+スーパーライト、フレッツ+昼割モバイル、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライトおよびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイルに係る基本使用料の料金種別（以下「特定料金種別」といいます。）が適用されている契約者に限り、当社は固定インターネット接続機能を提供します。</p> <p>イ 特定料金種別を選択してEMOBILE通信サービスに係る契約をあらたに締結した場合、料金表第1表第1（基本使用料）で計算された契約者回線の基本使用料と料金表第1表第2（パケット通信料）1（1）、（2）および（5）で計算されたその契約者回線からのパケット通信料の合計額（以下この欄において「基本使用料およびパケット通信料の合計額」といいます。）の支払いについて、当社は次に定める減額または免除を行います。</p> <p>（ア）契約を締結した日を含む料金月に支払うべき基本使用料およびパケット通信料の合計額が934円（税抜）を超えない場合、その支払いを要しません。</p> <p>（イ）契約を締結した日を含む料金月に支払うべき基本使用料およびパケット通信料の合計額が934円（税抜）を超える場合、その支払うべき料金額から934円（税抜）を減額します。</p> <p>ウ イにおいて「契約をあらたに締結した場合」は、次の場合を含みません。</p> <p>（ア）定期契約の満了に伴い契約を更新した場合。</p> <p>（イ）定期契約の満了に伴い契約を変更した場合。</p> <p>（ウ）契約を解除すると同時にあらたに契約を締結した場合。</p> <p>エ 固定インターネット接続機能を廃止するとき、契約者はあらかじめ特定料金種別以外の料金種別を選択していただきます。</p>	
<p>(13) 昼割プラン、フレッツ+昼割モバイル、EM</p>	<p>ア 昼割プラン、フレッツ+昼割モバイル、EMOBILE G4 昼割プランおよびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイルに係る基本使用料の料金種別が適用されている契約者は、料金表第1表第2（パケット通信料）1（5）に定める場合を除き、当社</p>	

<p>O B I L E G 4 昼割プ ランおよび フレッツ+ E M O B I L E G 4 昼割モバイ ルに係る基 本使用料等 の料金種別 の適用</p>	<p>が別に指定する接続先に関り、接続することができます。</p> <p>イ アに定める場合において当該契約者に係る通信の利用の範囲は次の制限を受けます。</p> <p>(ア) 当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を遮断すること。</p> <p>(イ) 午前0時から午前2時までおよび午後8時から午後12時までの間において、通信を制限すること。</p>
--	--

2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

区 分	料金額 (税抜)
データプラン (ベーシック)	5, 6 9 6 円 (税抜)
ギガデータプラン (ベーシック)	4, 7 4 3 円 (税抜)
バリューデータプラン (ベーシック)	3, 7 9 1 円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (ベーシック)	1, 9 0 5 円 (税抜)
データプランB (ベーシック)	5, 0 2 9 円 (税抜)
昼割プラン (ベーシック)	4, 2 6 7 円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル (ベーシック)	5, 6 9 6 円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト (ベーシック)	1, 8 8 6 円 (税抜)
フレッツ+昼割モバイル (ベーシック)	4, 7 4 3 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 データプラン (ベーシック)	5, 6 9 6 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 ギガデータプラン (ベーシック)	5, 6 9 6 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 バリューデータプラン (ベーシック)	4, 7 4 3 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)	1, 9 0 5 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 データプランB (ベーシック)	5, 6 0 0 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 昼割プラン (ベーシック)	4, 8 3 9 円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G 4 定額モバイル (ベーシック)	6, 6 4 8 円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G 4 スーパーライト (ベーシック)	1, 8 8 6 円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G 4 昼割モバイル (ベーシック)	5, 3 1 5 円 (税抜)
データプラン (得割)	4, 0 7 7 円 (税抜)
データプラン (年とく割)	4, 7 4 3 円 (税抜)
ギガデータプラン (年とく割)	3, 7 9 1 円 (税抜)
バリューデータプラン (年とく割)	2, 8 3 9 円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (年とく割)	9 5 3 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 データプラン (年とく割)	4, 7 4 3 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 ギガデータプラン (年とく割)	4, 7 4 3 円 (税抜)

EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割）	3,791円（税抜）
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割）	953円（税抜）
データプラン（年とく割2）	4,362円（税抜）
ギガデータプラン（年とく割2）	3,410円（税抜）
バリューデータプラン（年とく割2）	2,458円（税抜）
スーパーライトデータプラン（年とく割2）	553円（税抜）
データプランB（年とく割2）	3,696円（税抜）
昼割プラン（年とく割2）	2,934円（税抜）
フレッツ+定額モバイル（年とく割2）	4,743円（税抜）
フレッツ+スーパーライト（年とく割2）	1,315円（税抜）
フレッツ+昼割モバイル（年とく割2）	3,410円（税抜）
EMOBILE G4 データプラン（年とく割2）	4,362円（税抜）
EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割2）	4,362円（税抜）
EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割2）	3,410円（税抜）
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割2）	553円（税抜）
EMOBILE G4 データプランB（年とく割2）	4,267円（税抜）
EMOBILE G4 昼割プラン（年とく割2）	3,505円（税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（年とく割2）	4,743円（税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（年とく割2）	1,315円（税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（年とく割2）	3,981円（税抜）
データプラン（にねんMAX）	5,696円（税抜）
ギガデータプラン（にねんMAX）	5,219円（税抜）
バリューデータプラン（にねんMAX）	4,267円（税抜）
スーパーライトデータプラン（にねんMAX）	2,762円（税抜）
データプランB（にねんMAX）	5,505円（税抜）
昼割プラン（にねんMAX）	4,743円（税抜）
フレッツ+定額モバイル（にねんMAX）	6,553円（税抜）
フレッツ+スーパーライト（にねんMAX）	3,124円（税抜）

EMOBI LE G4 データプラン (にねんMAX)	5, 696円 (税抜)
EMOBI LE G4 ギガデータプラン (にねんMAX)	6, 172円 (税抜)
EMOBI LE G4 バリューデータプラン (にねんMAX)	5, 219円 (税抜)
EMOBI LE G4 スーパーライトデータプラン (にねんMAX)	2, 762円 (税抜)
EMOBI LE G4 データプランB (にねんMAX)	6, 077円 (税抜)
EMOBI LE G4 昼割プラン (にねんMAX)	5, 315円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G4 定額モバイル (にねんMAX)	7, 505円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G4 スーパーライト (にねんMAX)	3, 124円 (税抜)
データプラン (にねんL)	5, 696円 (税抜)
ギガデータプラン (にねんL)	4, 743円 (税抜)
バリューデータプラン (にねんL)	3, 791円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (にねんL)	2, 286円 (税抜)
データプランB (にねんL)	5, 029円 (税抜)
昼割プラン (にねんL)	4, 267円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル (にねんL)	6, 077円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト (にねんL)	2, 648円 (税抜)
EMOBI LE G4 データプラン (にねんL)	5, 696円 (税抜)
EMOBI LE G4 ギガデータプラン (にねんL)	5, 696円 (税抜)
EMOBI LE G4 バリューデータプラン (にねんL)	4, 743円 (税抜)
EMOBI LE G4 スーパーライトデータプラン (にねんL)	2, 286円 (税抜)
EMOBI LE G4 データプランB (にねんL)	5, 600円 (税抜)
EMOBI LE G4 昼割プラン (にねんL)	4, 839円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G4 定額モバイル (にねんL)	7, 029円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G4 スーパーライト (にねんL)	2, 648円 (税抜)
データプラン (にねんM)	4, 743円 (税抜)
ギガデータプラン (にねんM)	3, 791円 (税抜)

バリューデータプラン (にねんM)	2, 839円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (にねんM)	1, 334円 (税抜)
データプランB (にねんM)	4, 077円 (税抜)
昼割プラン (にねんM)	3, 315円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル (にねんM)	5, 124円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト (にねんM)	1, 696円 (税抜)
フレッツ+昼割モバイル (にねんM)	3, 791円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン (にねんM)	4, 743円 (税抜)
EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんM)	4, 743円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんM)	3, 791円 (税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんM)	1, 334円 (税抜)
EMOBILE G4 データプランB (にねんM)	4, 648円 (税抜)
EMOBILE G4 昼割プラン (にねんM)	3, 886円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんM)	6, 077円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんM)	1, 696円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねんM)	4, 362円 (税抜)
データプラン (にねんS)	4, 362円 (税抜)
ギガデータプラン (にねんS)	3, 410円 (税抜)
バリューデータプラン (にねんS)	2, 458円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (にねんS)	858円 (税抜)
データプランB (にねんS)	3, 696円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル (にねんS)	4, 743円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト (にねんS)	1, 315円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン (にねんS)	4, 743円 (税抜)
EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんS)	4, 362円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)	3, 410円 (税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんS)	858円 (税抜)

EMOBILE G4 データプランB (にねんS)	4, 267円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんS)	5, 696円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS)	1, 315円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (にねん得割)	267円 (税抜)
データプランB (にねん得割)	2, 839円 (税抜)
昼割プラン (にねん得割)	2, 362円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル (にねん得割)	4, 362円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト (にねん得割)	934円 (税抜)
フレッツ+昼割モバイル (にねん得割)	2, 839円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン (にねん得割)	3, 696円 (税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん得割)	267円 (税抜)
EMOBILE G4 データプランB (にねん得割)	4, 077円 (税抜)
EMOBILE G4 昼割プラン (にねん得割)	2, 934円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねん得割)	4, 362円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん得割)	934円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねん得割)	3, 410円 (税抜)

第2 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第40条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<p>(1) パケット通信料の適用</p>	<p>ア パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 端末設備の種類等によっては、ソフトウェアやアプリケーション等の仕様による通信等を自動で行います（以下この欄において「自動通信」といいます。）。自動通信については課金対象パケットとして測定する場合があります。</p>																		
<p>(2) 基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用</p>	<p>ア 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="531 1010 1337 1998"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 1010 831 1128">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="831 1010 1337 1128">支払いを要しない額/（税抜）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1128 831 1227">データプラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="831 1128 1337 1227">（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1227 831 1373">ギガデータプラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="831 1227 1337 1373">（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1373 831 1518">バリューデータプラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="831 1373 1337 1518">（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1518 831 1664">スーパーライトデータプラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="831 1518 1337 1664">（1）に規定した23,825パケット分の料金953円（税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1664 831 1762">データプランB（ベーシック）</td> <td data-bbox="831 1664 1337 1762">（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1762 831 1861">昼割プラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="831 1762 1337 1861">（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1861 831 1960">フレッツ+定額モバイル（ベーシック）</td> <td data-bbox="831 1861 1337 1960">（1）に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1960 831 1998">フレッツ+スーパー</td> <td data-bbox="831 1960 1337 1998">（1）に規定した23,350パケッ</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額/（税抜）	データプラン（ベーシック）	（1）に規定した料金額	ギガデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税抜）	バリューデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税抜）	スーパーライトデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した23,825パケット分の料金953円（税抜）	データプランB（ベーシック）	（1）に規定した料金額	昼割プラン（ベーシック）	（1）に規定した料金額	フレッツ+定額モバイル（ベーシック）	（1）に規定した料金額	フレッツ+スーパー	（1）に規定した23,350パケッ
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額/（税抜）																		
データプラン（ベーシック）	（1）に規定した料金額																		
ギガデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税抜）																		
バリューデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税抜）																		
スーパーライトデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した23,825パケット分の料金953円（税抜）																		
データプランB（ベーシック）	（1）に規定した料金額																		
昼割プラン（ベーシック）	（1）に規定した料金額																		
フレッツ+定額モバイル（ベーシック）	（1）に規定した料金額																		
フレッツ+スーパー	（1）に規定した23,350パケッ																		

	ライト（ベーシック）	ト分の料金 934円（税抜）
	フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）	（1）に規定した料金額
	EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）	（1）に規定した料金額
	EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円（税抜）
	EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円（税抜）
	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）	（1）に規定した23,825パケット分の料金 953円（税抜）
	EMOBILE G4 データプランB（ベーシック）	（1）に規定した料金額
	EMOBILE G4 昼割プラン（ベーシック）	（1）に規定した料金額
	フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）	（1）に規定した料金額
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）	（1）に規定した23,350パケット分の料金 934円（税抜）
	フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）	（1）に規定した料金額
	データプラン （得割）	（1）に規定した料金額
	データプラン （年とく割）	（1）に規定した料金額

ギガデータプラン (年とく割)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税 抜)
バリューデータプラ ン(年とく割)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税 抜)
スーパーライトデー タプラン (年とく割)	(1)に規定した23,825パケッ ト分の料金953円(税抜)
EMOBI LE G 4 データプラン (年とく割)	(1)に規定した料金額
EMOBI LE G 4 ギガデータプラン(年 とく割)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税 抜)
EMOBI LE G 4 バリューデータプラ ン(年とく割)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税 抜)
EMOBI LE G 4 スーパーライトデー タプラン (年とく割)	(1)に規定した23,825パケッ ト分の料金953円(税抜)
データプラン (年とく割2)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン(年 とく割2)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税 抜)
バリューデータプラ ン(年とく割2)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税 抜)
スーパーライトデー タプラン (年とく割2)	(1)に規定した13,825パケッ ト分の料金553円(税抜)

データプランB(年とく割2)	(1)に規定した料金額
昼割プラン(年とく割2)	(1)に規定した料金額
フレッツ+定額モバイル(年とく割2)	(1)に規定した料金額
フレッツ+スーパーライト(年とく割2)	(1)に規定した23,350パケット分の料金934円(税抜)
フレッツ+昼割モバイル(年とく割2)	(1)に規定した料金額
EMOBILE G4 データプラン(年とく割2)	(1)に規定した料金額
EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割2)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割2)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円(税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割2)	(1)に規定した13,825パケット分の料金553円(税抜)
EMOBILE G4 データプランB(年とく割2)	(1)に規定した料金額
EMOBILE G4 昼割プラン(年とく割2)	(1)に規定した料金額
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(年とく割2)	(1)に規定した料金額

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (年とく割2)	(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (年とく割2)	(1) に規定した料金額
データプラン(にねんMAX)	(1) に規定した料金額
ギガデータプラン(にねんMAX)	(1) に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
バリューデータプラン (にねんMAX)	(1) に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)
スーパーライトデータプラン(にねんMAX)	(1) に規定した23,825パケット分の料金 953円 (税抜)
データプランB(にねんMAX)	(1) に規定した料金額
昼割プラン(にねんMAX)	(1) に規定した料金額
フレッツ+定額モバイル (にねんMAX)	(1) に規定した料金額
フレッツ+スーパーライト(にねんMAX)	(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン(にねんMAX)	(1) に規定した料金額
EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんMAX)	(1) に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんMAX)	(1) に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)

EMOBILE G4 スーパーライトデー タプラン(にねんMA X)	(1)に規定した23,825パケッ ト分の料金 953円(税抜)
EMOBILE G4 データプランB(にね んMAX)	(1)に規定した料金額
EMOBILE G4 昼割プラン(にねんM AX)	(1)に規定した料金額
フレッツ+EMOB ILE G4 定額モ バイル(にねんMA X)	(1)に規定した料金額
フレッツ+EMOB ILE G4 スーパ ーライト(にねんMA X)	(1)に規定した23,350パケッ ト分の料金 934円(税抜)
データプラン(にねん L)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン(に ねんL)	(1)に規定した8,388,700 パケット分の料金83,887円(税 抜)
バリューデータプラ ン(にねんL)	(1)に規定した2,457,600 パケット分の料金24,576円(税 抜)
スーパーライトデー タプラン(にねんL)	(1)に規定した23,825パケッ ト分の料金 953円(税抜)
データプランB(にね んL)	(1)に規定した料金額
昼割プラン(にねん L)	(1)に規定した料金額
フレッツ+定額モバ イル(にねんL)	(1)に規定した料金額

フレッツ+スーパーライト (にねんL)	(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン(にねんL)	(1) に規定した料金額
EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんL)	(1) に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんL)	(1) に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんL)	(1) に規定した23,825パケット分の料金 953円 (税抜)
EMOBILE G4 データプランB(にねんL)	(1) に規定した料金額
EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL)	(1) に規定した料金額
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL)	(1) に規定した料金額
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL)	(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
データプラン(にねんM)	(1) に規定した料金額
ギガデータプラン(にねんM)	(1) に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
バリューデータプラン (にねんM)	(1) に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)

スーパーライトデータプラン（にねんM）	（1）に規定した23,825パケット分の料金 953円（税抜）
データプランB（にねんM）	（1）に規定した料金額
昼割プラン（にねんM）	（1）に規定した料金額
フレッツ+定額モバイル（にねんM）	（1）に規定した料金額
フレッツ+スーパーライト（にねんM）	（1）に規定した23,350パケット分の料金 934円（税抜）
フレッツ+昼割モバイル（にねんM）	（1）に規定した料金額
EMOBILE G4データプラン（にねんM）	（1）に規定した料金額
EMOBILE G4ギガデータプラン（にねんM）	（1）に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円（税抜）
EMOBILE G4バリューデータプラン（にねんM）	（1）に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円（税抜）
EMOBILE G4スーパーライトデータプラン（にねんM）	（1）に規定した23,825パケット分の料金 953円（税抜）
EMOBILE G4データプランB（にねんM）	（1）に規定した料金額
EMOBILE G4昼割プラン（にねんM）	（1）に規定した料金額
フレッツ+EMOBILE G4定額モバイル（にねんM）	（1）に規定した料金額

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんM)	(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねんM)	(1) に規定した料金額
データプラン (にねんS)	(1) に規定した料金額
ギガデータプラン (にねんS)	(1) に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
バリューデータプラン (にねんS)	(1) に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (にねんS)	(1) に規定した21,450パケット分の料金 858円 (税抜)
データプランB (にねんS)	(1) に規定した料金額
フレッツ+定額モバイル (にねんS)	(1) に規定した料金額
フレッツ+スーパーライト (にねんS)	(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン (にねんS)	(1) に規定した料金額
EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんS)	(1) に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)	(1) に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)
EMOBILE G4	(1) に規定した21,450パケッ

	スーパーライトデータプラン (にねんS)	ト分の料金 858円 (税抜)
	EMOBILE G4データプランB (にねんS)	(1) に規定した料金額
	フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんS)	(1) に規定した料金額
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS)	(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
	スーパーライトデータプラン (にねん得割)	(1) に規定した6,675パケット分の料金267円 (税抜)
	データプランB (にねん得割)	(1) に規定した料金額
	昼割プラン (にねん得割)	(1) に規定した料金額
	フレッツ+定額モバイル (にねん得割)	(1) に規定した料金額
	フレッツ+スーパーライト (にねん得割)	(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
	フレッツ+昼割モバイル (にねん得割)	(1) に規定した料金額
	EMOBILE G4データプラン (にねん得割)	(1) に規定した料金額
	EMOBILE G4スーパーライトデータプラン (にねん得割)	(1) に規定した6,675パケット分の料金267円 (税抜)
	EMOBILE G4データプランB (にねん得割)	(1) に規定した料金額
	EMOBILE G4	(1) に規定した料金額

	昼割プラン(にねん得割)	
	フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねん得割)	(1)に規定した料金額
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん得割)	(1)に規定した23,350パケット分の料金 934円(税抜)
	フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(にねん得割)	(1)に規定した料金額
	<p>イ スーパーライトデータプラン(ベーシック)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割2)、スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、スーパーライトデータプラン(にねんL)、スーパーライトデータプラン(にねんM)、スーパーライトデータプラン(にねんS)、スーパーライトデータプラン(にねん得割)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんL)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんM)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんS)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねん得割)、バリューデータプラン(ベーシック)、バリューデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割2)、バリューデータプラン(にねんMAX)、バリューデータプラン(にねんL)、バリューデータプラン(にねんM)、バリューデータプラン(にねんS)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割2)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんMAX)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねんL)、EMOBILE</p>	

	<p>LE G4 バリューデータプラン (にねんM)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)、フレッツ+スーパーライト (ベーシック)、フレッツ+スーパーライト (年とく割2)、フレッツ+スーパーライト (にねんMAX)、フレッツ+スーパーライト (にねんL)、フレッツ+スーパーライト (にねんM)、フレッツ+スーパーライト (にねんS)、フレッツ+スーパーライト (にねん得割)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (ベーシック)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (年とく割2)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんMAX)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんM)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS) およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん得割)におけるパケット通信料のうち支払いを要しない額については、料金表通則4 (基本使用料等の日割り)の規定に準じて、日割り計算を行います。</p> <p>ウ データプラン (得割)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、スーパーライトデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (年とく割2)、スーパーライトデータプラン (にねん得割)、ギガデータプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (年とく割)、ギガデータプラン (年とく割2)、バリューデータプラン (ベーシック)、バリューデータプラン (年とく割)、バリューデータプラン (年とく割2)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割2)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん得割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割2)、昼割プラン (ベーシック)、昼割プラン (にねん得割)、フレッツ+スーパーライト (ベーシック)、フレッツ+スーパーライト (年とく割2)、フレッツ+スーパーライト (にねん得割)、フレッツ+昼割モバイル (にね</p>
--	--

	<p>ん得割) フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (年とく割2) およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん得割) におけるパケット通信料のうち支払いを要する額については、料金表通則4 (基本使用料等の日割り) の規定に準じて、日割り計算を行います。</p>																								
<p>(3) 基本使用料の料金種別による最大パケット通信料金額の適用</p>	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線からのパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額以上となる場合は、その料金額を適用します。1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="531 696 1342 1986"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 696 855 801">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="855 696 1342 801">最大パケット通信料金額/ (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 801 855 907">スーパーライトデータプラン (ベーシック)</td> <td data-bbox="855 801 1342 907">4, 743円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 907 855 1012">スーパーライトデータプラン (年とく割)</td> <td data-bbox="855 907 1342 1012">4, 743円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1012 855 1117">スーパーライトデータプラン (年とく割2)</td> <td data-bbox="855 1012 1342 1117">4, 743円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1117 855 1223">スーパーライトデータプラン (にねんMAX)</td> <td data-bbox="855 1117 1342 1223">4, 743円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1223 855 1328">スーパーライトデータプラン (にねんL)</td> <td data-bbox="855 1223 1342 1328">4, 743円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1328 855 1433">スーパーライトデータプラン (にねんM)</td> <td data-bbox="855 1328 1342 1433">4, 743円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1433 855 1538">スーパーライトデータプラン (にねんS)</td> <td data-bbox="855 1433 1342 1538">4, 743円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1538 855 1644">スーパーライトデータプラン (にねん得割)</td> <td data-bbox="855 1538 1342 1644">4, 458円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1644 855 1749">EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)</td> <td data-bbox="855 1644 1342 1749">5, 696円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1749 855 1854">EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)</td> <td data-bbox="855 1749 1342 1854">5, 696円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1854 855 1986">EMOBILE G4 スーパーライトデータ</td> <td data-bbox="855 1854 1342 1986">5, 696円 (税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額/ (税抜)	スーパーライトデータプラン (ベーシック)	4, 743円 (税抜)	スーパーライトデータプラン (年とく割)	4, 743円 (税抜)	スーパーライトデータプラン (年とく割2)	4, 743円 (税抜)	スーパーライトデータプラン (にねんMAX)	4, 743円 (税抜)	スーパーライトデータプラン (にねんL)	4, 743円 (税抜)	スーパーライトデータプラン (にねんM)	4, 743円 (税抜)	スーパーライトデータプラン (にねんS)	4, 743円 (税抜)	スーパーライトデータプラン (にねん得割)	4, 458円 (税抜)	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)	5, 696円 (税抜)	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)	5, 696円 (税抜)	EMOBILE G4 スーパーライトデータ	5, 696円 (税抜)
基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額/ (税抜)																								
スーパーライトデータプラン (ベーシック)	4, 743円 (税抜)																								
スーパーライトデータプラン (年とく割)	4, 743円 (税抜)																								
スーパーライトデータプラン (年とく割2)	4, 743円 (税抜)																								
スーパーライトデータプラン (にねんMAX)	4, 743円 (税抜)																								
スーパーライトデータプラン (にねんL)	4, 743円 (税抜)																								
スーパーライトデータプラン (にねんM)	4, 743円 (税抜)																								
スーパーライトデータプラン (にねんS)	4, 743円 (税抜)																								
スーパーライトデータプラン (にねん得割)	4, 458円 (税抜)																								
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)	5, 696円 (税抜)																								
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)	5, 696円 (税抜)																								
EMOBILE G4 スーパーライトデータ	5, 696円 (税抜)																								

	プラン（年とく割2）	
	EMOBILE G4 スーパーライトデータ プラン（にねんMAX）	5,696円 （税抜）
	EMOBILE G4 スーパーライトデータ プラン（にねんL）	5,696円 （税抜）
	EMOBILE G4 スーパーライトデータ プラン（にねんM）	5,696円 （税抜）
	EMOBILE G4 スーパーライトデータ プラン（にねんS）	5,696円 （税抜）
	EMOBILE G4 スーパーライトデータ プラン（にねん得割）	5,410円 （税抜）
	フレッツ+スーパーラ イト（ベーシック）	4,743円 （税抜）
	フレッツ+スーパーラ イト（年とく割2）	4,743円 （税抜）
	フレッツ+スーパーラ イト（にねんMAX）	4,743円 （税抜）
	フレッツ+スーパーラ イト（にねんL）	4,743円 （税抜）
	フレッツ+スーパーラ イト（にねんM）	4,743円 （税抜）
	フレッツ+スーパーラ イト（にねんS）	4,743円 （税抜）
	フレッツ+スーパーラ イト（にねん得割）	4,743円 （税抜）
	フレッツ+EMOB I LE G4 スーパーラ イト（ベーシック）	5,696円 （税抜）
	フレッツ+EMOB I	5,696円

	<table border="1"> <tr> <td>LEG4 スーパーラ イト (年とく割2)</td> <td>(税抜)</td> </tr> <tr> <td>フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんMAX)</td> <td>5,696円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td>フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんL)</td> <td>5,696円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td>フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんM)</td> <td>5,696円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td>フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんS)</td> <td>5,696円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td>フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねん得割)</td> <td>5,696円 (税抜)</td> </tr> </table>	LEG4 スーパーラ イト (年とく割2)	(税抜)	フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんMAX)	5,696円 (税抜)	フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんL)	5,696円 (税抜)	フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんM)	5,696円 (税抜)	フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんS)	5,696円 (税抜)	フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねん得割)	5,696円 (税抜)
LEG4 スーパーラ イト (年とく割2)	(税抜)												
フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんMAX)	5,696円 (税抜)												
フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんL)	5,696円 (税抜)												
フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんM)	5,696円 (税抜)												
フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねんS)	5,696円 (税抜)												
フレッツ+EMOB I LEG4 スーパーラ イト (にねん得割)	5,696円 (税抜)												
(4) 基本使用料 の料金種別による最大料金額の適用	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、料金表第1(基本使用料)で計算された契約者回線の基本使用料と料金表第2(パケット通信料)(1)および(2)で計算されたその契約者回線からのパケット通信料の合計額が、同表の右欄に規定する最大料金額以上となる場合は、その最大料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>最大料金額/(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ギガデータプラン (ベーシック)</td> <td>6,648円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (年とく割)</td> <td>5,696円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (年とく割2)</td> <td>5,315円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (にねんMAX)</td> <td>7,124円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン</td> <td>6,648円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	最大料金額/(税抜)	ギガデータプラン (ベーシック)	6,648円 (税抜)	ギガデータプラン (年とく割)	5,696円 (税抜)	ギガデータプラン (年とく割2)	5,315円 (税抜)	ギガデータプラン (にねんMAX)	7,124円 (税抜)	ギガデータプラン	6,648円
基本使用料の料金種別	最大料金額/(税抜)												
ギガデータプラン (ベーシック)	6,648円 (税抜)												
ギガデータプラン (年とく割)	5,696円 (税抜)												
ギガデータプラン (年とく割2)	5,315円 (税抜)												
ギガデータプラン (にねんMAX)	7,124円 (税抜)												
ギガデータプラン	6,648円												

	(にねんL)	(税抜)
	ギガデータプラン (にねんM)	5,696円 (税抜)
	ギガデータプラン (にねんS)	5,315円 (税抜)
	EMOBILE G4 ギガデータプラン (ベーシック)	7,600円 (税抜)
	EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割)	6,648円 (税抜)
	EMOBILE G4 ギガデータプラン (年とく割2)	6,267円 (税抜)
	EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんMAX)	8,077円 (税抜)
	EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんL)	7,600円 (税抜)
	EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんM)	6,648円 (税抜)
	EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんS)	6,267円 (税抜)
	バリューデータプラン (ベーシック)	6,648円 (税抜)
	バリューデータプラン (年とく割)	5,696円 (税抜)
	バリューデータプラン (年とく割2)	5,315円 (税抜)
	バリューデータプラン (にねんMAX)	7,124円 (税抜)
	バリューデータプラン	6,648円

	(にねんL)	(税抜)
	バリューデータプラン (にねんM)	5,696円 (税抜)
	バリューデータプラン (にねんS)	5,315円 (税抜)
	EMOBILE G4 バリューデータプラン (ベーシック)	7,600円 (税抜)
	EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割)	6,648円 (税抜)
	EMOBILE G4 バリューデータプラン (年とく割2)	6,267円 (税抜)
	EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんMAX)	8,077円 (税抜)
	EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんL)	7,600円 (税抜)
	EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんM)	6,648円 (税抜)
	EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)	6,267円 (税抜)

<p>(5) 昼割プラン、フレッツ+昼割モバイル、EMOBILE G4 昼割プランおよびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイルに係る基本使用料の料金種別のパケット通信料の取扱い</p>	<p>ア 昼割プラン、フレッツ+昼割モバイル、EMOBILE G4 昼割プランおよびフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイルに係る基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者は、料金表第1表第1（基本使用料等）1（13）に基づいて当社が指定する接続先以外に別に指定する接続先に接続して通信を行うことができます。</p> <p>イ アに定める場合、(2)アにかかわらず、その契約者回線からのパケット通信料の支払いを要します。ただし、次の表の左欄に掲げるものに係る基本使用料の料金種別について、そのパケット通信料が次の表の右欄に掲げる料金額以上となる場合は、その料金額とします。</p> <table border="1" data-bbox="531 792 1350 1084"> <tr> <td>昼割プラン</td> <td>2,380円（税抜）</td> </tr> <tr> <td>フレッツ+昼割モバイル</td> <td>2,380円（税抜）</td> </tr> <tr> <td>EMOBILE G4 昼割プラン</td> <td>2,761円（税抜）</td> </tr> <tr> <td>フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル</td> <td>2,761円（税抜）</td> </tr> </table>	昼割プラン	2,380円（税抜）	フレッツ+昼割モバイル	2,380円（税抜）	EMOBILE G4 昼割プラン	2,761円（税抜）	フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル	2,761円（税抜）
昼割プラン	2,380円（税抜）								
フレッツ+昼割モバイル	2,380円（税抜）								
EMOBILE G4 昼割プラン	2,761円（税抜）								
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル	2,761円（税抜）								
<p>(6) EMモバイルブロードバンドに係る無線IPアクセスサービス</p>	<p>ア 契約者は、無線IPアクセスサービス（当社の無線IP網を使用してインターネットに接続する電気通信サービスを行います。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>イ 無線IPアクセスサービスの利用に関しては、料金の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社はこの機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>エ 電波状態により、この機能を利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>								

2 料金額

2-1 EMモバイルブロードバンドに係るもの

	区 分	料金額（税抜）
パ ケ ッ ト 通 信 料	データプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	ギガデータプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	バリューデータプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	スーパーライトデータプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.04円 （税抜）
	データプランB（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	昼割プラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	フレッツ+定額モバイル（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	フレッツ+スーパーライト（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.04円 （税抜）
	フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.04円 （税抜）
	EMOBILE G4 データプランB（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税抜）
	EMOBILE G4 昼割プ	1課金対象パケットごとに0.01円

ラン（ベーシック）	（税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
データプラン（得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
データプラン（年とく割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
ギガデータプラン（年とく割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
バリューデータプラン（年とく割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
スーパーライトデータプラン（年とく割）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
EMOBILE G4 データプラン（年とく割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
データプラン（年とく割2）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
ギガデータプラン（年とく割2）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
バリューデータプラン（年とく割2）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
スーパーライトデータプラン	1課金対象パッケージごとに0.04円

(年とく割2)	(税抜)
データプランB(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
昼割プラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税抜)
フレッツ+昼割モバイル(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税抜)
EMOBILE G4 データプランB(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 昼割プラン(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル(年とく割2)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
データプラン(にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
ギガデータプラン(にねんM)	1課金対象パッケージごとに0.01円

A X)	(税抜)
バリューデータプラン (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税抜)
データプランB (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
昼割プラン (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税抜)
EMOBILE G4 データプランB (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 昼割プラン (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんMAX)	1課金対象パッケージごとに0.04円 (税抜)
データプラン (にねんL)	1課金対象パッケージごとに0.01円 (税抜)
ギガデータプラン (にねんL)	1課金対象パッケージごとに0.01円

		(税抜)
バリューデータプラン (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
スーパーライトデータプラン (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.04円	(税抜)
データプランB (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
昼割プラン (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
フレッツ+定額モバイル (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
フレッツ+スーパーライト (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.04円	(税抜)
EMOBILE G4 データプラン (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.04円	(税抜)
EMOBILE G4 データプランB (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
EMOBILE G4 昼割プラン (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんL)	1課金対象パケットごとに0.04円	(税抜)
データプラン (にねんM)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)
ギガデータプラン (にねんM)	1課金対象パケットごとに0.01円	(税抜)

バリューデータプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
スーパーライトデータプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
データプランB（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
昼割プラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+定額モバイル（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+スーパーライト（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
フレッツ+昼割モバイル（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 データプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
EMOBILE G4 データプランB（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 昼割プラン（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねんM）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）

データプラン（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
ギガデータプラン（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
バリューデータプラン（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
スーパーライトデータプラン（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
データプランB（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+定額モバイル（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+スーパーライト（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
EMOBILE G4 データプラン（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
EMOBILE G4 データプランB（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんS）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
スーパーライトデータプラン（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
データプランB（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）

昼割プラン（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+定額モバイル（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+スーパーライト （にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 データ プラン（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 スーパー ライトデータプラン（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
EMOBILE G4 データ プランB（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
EMOBILE G4 昼割プ ラン（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）

第3 削除

第4 契約解除料

(契約解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和4年1月31日をもって廃止しました。)

1 適用

契約解除料の適用については、第41条(定期契約に係る契約解除料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用									
(1) 契約解除料の支払いを要する場合	<p>ア 満了日を含む料金月の翌料金月以外の日に定期契約の解除があったとき((2)において契約解除料の支払いを要しないものとして規定されている場合を除きます。)</p> <p>イ 契約者は、基本使用料の料金種別の変更により次表の左欄の定期契約を解除すると同時にあらたに同表の右欄に規定する契約を締結したときは、料金表第1表第4(契約解除料)2に規定する契約解除料の支払いを要します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約解除料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種定期契約</td> <td>一般契約 第1種定期契約</td> </tr> <tr> <td>第3種定期契約</td> <td>一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約</td> </tr> <tr> <td>第4種定期契約</td> <td>一般契約 第1種定期契約</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ イに定める場合、当社は、そのあらたに契約を締結した日を含む料金月の翌料金月からあらたに締結した契約の基本使用料の料金種別を適用します。</p>	契約解除料の適用		第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約	第3種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約	第4種定期契約	一般契約 第1種定期契約
	契約解除料の適用								
第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約								
第3種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約								
第4種定期契約	一般契約 第1種定期契約								
(2) 契約解除料の支払いを要しない場合	<p>契約者は、次の場合には、料金表第1表第4(契約解除料)2に規定する契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>ア 第1種定期契約について、その満了日を含む料金月、又はその翌料金月に当該契約の解除があったとき。</p> <p>イ 料金表第1表第1(基本使用料)1(5)エ、(6)</p>								

エもしくはオ、(7) エ、(8) エもしくは附則別紙第1(基本使用料) 1(4) エ、(5) エもしくはオもしくは(6) エの規定に基づき第3種定期契約から変更された第1種定期契約について、その変更があった日を含む料金月の翌料金月に、当該契約の解除があったとき。

ウ (1) のイの規定にかかわらず、第1種定期契約の年とく割のいずれかの料金種別に係る契約を解除すると同時にあらたに第1種定期契約の年とく割2のいずれかの料金種別に係る契約を締結したとき。

エ 第4種定期契約について、その満了日を含む料金月、その翌料金月又は翌々料金月に当該契約の解除があったとき。

オ 次表の定期契約を解除すると同時にあらたに当社が定めるワイモバイル通信サービス契約約款(データ通信サービス編)に規定するデータ通信サービスB(Pocket Wi-Fiプラン2(ベーシック)に限ります。)に係る契約を締結したとき。

EMOBILE G4 データプラン (にねん得割)
EMOBILE G4 データプラン (年とく割)
EMOBILE G4 データプラン (年とく割2)
データプラン (にねん得割)
データプラン (年とく割)
データプラン (年とく割2)
EMOBILE G4 データプランB (にねん得割)
EMOBILE G4 データプランB (年とく割2)
データプランB (にねん得割)
データプランB (年とく割2)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん得割)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (年とく割2)

	スーパーライトデータプラン（にねん得割）
	スーパーライトデータプラン（年とく割）
	スーパーライトデータプラン（年とく割2）
	EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割）
	EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割2）
	バリューデータプラン（年とく割）
	バリューデータプラン（年とく割2）
	EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割）
	ギガデータプラン（年とく割）
	ギガデータプラン（年とく割2）
	ライトデータプラン（年とく割）
	フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）
	フレッツ+定額モバイル（にねん得割）
	フレッツ+定額モバイル（年とく割2）
	フレッツ+スーパーライト（にねん得割）
	フレッツ+スーパーライト（年とく割2）
	フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）
	フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）
	フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（年とく割2）
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（年とく割2）
	昼割プラン（にねん得割）

2 料金額

2-1 第1種定期契約

第1種定期契約	年とく割	3,000円(税抜)
	年とく割2	6,000円(税抜)

2-2 削除

2-3 第3種定期契約

		料金額 (税抜)			
		第3種定期契約			
		にねんMAX	にねんL	にねんM	にねんS
経過期間	ご利用開始月	66,286円 (税抜)	54,858円 (税抜)	32,000円 (税抜)	20,572円 (税抜)
	1ヶ月	66,286円 (税抜)	54,858円 (税抜)	32,000円 (税抜)	20,572円 (税抜)
	2ヶ月	63,524円 (税抜)	52,572円 (税抜)	30,667円 (税抜)	19,715円 (税抜)
	3ヶ月	60,762円 (税抜)	50,286円 (税抜)	29,334円 (税抜)	18,858円 (税抜)
	4ヶ月	58,000円 (税抜)	48,000円 (税抜)	28,000円 (税抜)	18,000円 (税抜)
	5ヶ月	55,239円 (税抜)	45,715円 (税抜)	26,667円 (税抜)	17,143円 (税抜)
	6ヶ月	52,477円 (税抜)	43,429円 (税抜)	25,334円 (税抜)	16,286円 (税抜)
	7ヶ月	49,715円 (税抜)	41,143円 (税抜)	24,000円 (税抜)	15,429円 (税抜)
	8ヶ月	46,953円 (税抜)	38,858円 (税抜)	22,667円 (税抜)	14,572円 (税抜)

9ヶ月	44,191円 (税抜)	36,572円 (税抜)	21,334円 (税抜)	13,715円 (税抜)
10ヶ月	41,429円 (税抜)	34,286円 (税抜)	20,000円 (税抜)	12,858円 (税抜)
11ヶ月	38,667円 (税抜)	32,000円 (税抜)	18,667円 (税抜)	12,000円 (税抜)
12ヶ月	35,905円 (税抜)	29,715円 (税抜)	17,334円 (税抜)	11,143円 (税抜)
13ヶ月	33,143円 (税抜)	27,429円 (税抜)	16,000円 (税抜)	10,286円 (税抜)
14ヶ月	30,381円 (税抜)	25,143円 (税抜)	14,667円 (税抜)	9,429円 (税抜)
15ヶ月	27,619円 (税抜)	22,858円 (税抜)	13,334円 (税抜)	8,572円 (税抜)
16ヶ月	24,858円 (税抜)	20,572円 (税抜)	12,000円 (税抜)	7,715円 (税抜)
17ヶ月	22,096円 (税抜)	18,286円 (税抜)	10,667円 (税抜)	6,858円 (税抜)
18ヶ月	19,334円 (税抜)	16,000円 (税抜)	9,334円 (税抜)	6,000円 (税抜)
19ヶ月	16,572円 (税抜)	13,715円 (税抜)	8,000円 (税抜)	5,143円 (税抜)
20ヶ月	13,810円 (税抜)	11,429円 (税抜)	6,667円 (税抜)	4,286円 (税抜)
21ヶ月	11,048円 (税抜)	9,143円 (税抜)	5,334円 (税抜)	3,429円 (税抜)
22ヶ月	8,286円 (税抜)	6,858円 (税抜)	4,000円 (税抜)	2,572円 (税抜)
23ヶ月	5,524円 (税抜)	4,572円 (税抜)	2,667円 (税抜)	1,715円 (税抜)
24ヶ月	2,762円 (税抜)	2,286円 (税抜)	1,334円 (税抜)	858円 (税抜)

2-4 第4種定期契約

第4種定期契約	にねん得割	9,500円(税抜)
---------	-------	------------

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第42条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用															
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>EMOBILE通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>EM chip再発行手数料</td> <td>EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>支払証明書等発行手数料</td> <td>料金等の支払証明書、預託金預り証明書およびこれらに類する証明書の発行に係る料金</td> </tr> <tr> <td>その他証明書の発行手数料</td> <td>上記以外の証明書の発行に係る料金</td> </tr> <tr> <td>譲渡手数料</td> <td>EMOBILE通信サービス利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>払込処理手数料</td> <td>当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払を要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	EMOBILE通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	支払証明書等発行手数料	料金等の支払証明書、預託金預り証明書およびこれらに類する証明書の発行に係る料金	その他証明書の発行手数料	上記以外の証明書の発行に係る料金	譲渡手数料	EMOBILE通信サービス利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	払込処理手数料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払を要する料金
	料金種別	内容													
	契約事務手数料	EMOBILE通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
	EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
	支払証明書等発行手数料	料金等の支払証明書、預託金預り証明書およびこれらに類する証明書の発行に係る料金													
	その他証明書の発行手数料	上記以外の証明書の発行に係る料金													
譲渡手数料	EMOBILE通信サービス利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金														
払込処理手数料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払を要する料金														
(2) 契約事務手数料の適用	契約者がその契約を解除すると同時にあらたに契約を締結したときは、2(料金額)に規定する契約事務手数料の支払を要しません。														

2 料金額

料金種別	単 位	料金額（税抜）
契約事務手数料	1 契約ごとに	3, 5 0 0 円 （税抜）
EM c h i p再発行 手数料	1 請求ごとに	3, 5 0 0 円 （税抜）
支払証明書等発行手数料	1 契約について 発行 1 回ごとに	4 0 0 円 （税抜）
その他証明書の発行手数料	1 契約について 発行 1 回ごとに	4 0 0 円 （税抜）
譲渡手数料	1 契約ごとに	3, 5 0 0 円 （税抜）
払込処理手数料	1 請求先の 1 料金月 ごとに	2 0 0 円 （税抜）

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第43条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) ユニバーサルサービス料の適用	ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。 （ア）料金月の末日に契約の解除があったとき。 （イ）料金表第1表第1（基本使用料等）1（2）の2ウまたは（9）エに定める規定に基づき基本使用料の支払いを要しないとき。 イ ユニバーサルサービス料については、日割り計算を行いません。
--------------------	--

2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

区 分	料金額（税抜）
ユニバーサルサービス料	2円（税抜）

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第43条の2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 電話リレーサービス料の適用	<p>ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払を要します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>（ア）料金月の末日に契約の解除があったとき。</p> <p>（イ）料金表第1表第1（基本使用料等）1（2）の2ウまたは（9）エに定める規定に基づき基本使用料の支払いを要しないとき。</p> <p>イ 電話リレーサービス料については、日割り計算を行いません。</p> <p>ウ 2（料金額）に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。</p>
-------------------	--

2 料金額

1 契約者識別番号ごとに月額

区 分	料金額（税抜）
電話リレーサービス料	1円（税抜）

第2表 工事費

工事費は当社が別に算定する額とします。

第3表 付随サービスに関する料金

第1 請求書の発行

1 適用

請求書発行手数料の適用については別記3の(1)の規定によります。

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (税抜)
請求書発行手数料	発行1回ごとに	200円 (税抜)

第2 利用明細の発行

1 適用

利用明細手数料の適用については別記3の(2)の規定によります。

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (税抜)
利用明細手数料 (契約者が個人であるとき)	発行1回ごとに	200円 (税抜)
利用明細手数料 (契約者が法人であるとき)	発行1回ごとに	100円 (税抜)
利用明細再発行手数料	発行1回ごとに	200円 (税抜)

附則

(実施期日)

1 この約款は、平成23年3月31日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この約款の実施の際現に、イー・モバイル株式会社が定めるEMOBILE通信サービス契約約款(データ通信編)(以下この附則において「廃止約款」といいます。)の規定により締結していたEMOBILE通信サービスに係る契約は、この約款の実施の日において、それぞれこの約款の規定により締結したこれに相当する契約に移行したものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この約款の実施前に廃止約款の規定により生じたEMOBILE通信サービスに係る料金その他の債権については、この約款の実施の日において、当社がイー・モバイル株式会社から譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(この約款の実施前に行った手続き等の効力等)

4 この約款の実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

5 この約款の実施の際現に、廃止約款の規定により提供しているEMOBILE通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(廃止約款の特例に係る経過措置等)

6 バリューデータプランおよびバリューデータプラン21に係る料金種別について、この約款の料金表第1表第2(パケット通信料)1(適用)(2)イに規定するパケット通信料のうち支払いを要しない額の日割り計算は、別に告知する日から実施します。

7 バリューデータプランおよびバリューデータプラン21に係る料金種別について、この約款の料金表第1表第2(パケット通信料)1(適用)(4)に規定する最大料金額のうち基本使用料の日割り計算が行われた月の最大料金額は、別に告知する日までの間、月額の基本使用料と日割り計算が行われた基本使用料との差額を控除して適用します。

8 この約款の実施の際現に次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、附則別紙によるほか、従前のおり廃止約款において定められていたところによるものとします。

基本使用料の料金種別	ライトデータプラン(ベーシック)
	ライトデータプラン(年とく割)
	スーパーライトデータプラン(にねん2480)
	スーパーライトデータプラン21(にねん2480)

	データプラン（にねん）
	ギガデータプラン（にねん）
	バリューデータプラン（にねん）
	ライトデータプラン（にねん）
	スーパーライトデータプラン（にねん）
	データプランB（にねん）
	フレッツ+定額モバイル（にねん）
	フレッツ+スーパーライト（にねん）
	EMOBILE G4 データプラン（にねん）
	EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねん）
	EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねん）
	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）
	EMOBILE G4 データプランB（にねん）
	フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん）
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん）
	データプラン（新にねん）
	ギガデータプラン（新にねん）
	バリューデータプラン（新にねん）
	ライトデータプラン（新にねん）
	スーパーライトデータプラン（新にねん）
	データプランB（新にねん）
	フレッツ+定額モバイル（新にねん）
	フレッツ+スーパーライト（新にねん）
	EMOBILE G4 データプラン（新にねん）
	EMOBILE G4 ギガデータプラン（新にねん）
	EMOBILE G4 バリューデータプラン（新にねん）
	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）
	EMOBILE G4 データプランB（新にねん）
	フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）

9 前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日以降に次表の左欄に係る契約を解除すると同時にあらたに右欄に係る契約を締結する場合、料金その他の提供条件について

は、附則別紙によるほか、従前のおりとします。

ライトデータプラン	ライトデータプラン（ベーシック） ライトデータプラン（年とく割）
-----------	-------------------------------------

- 10 この約款の実施の日から平成23年5月31日までの間において、料金表第1表第1（基本使用料等）1（11）の項の右欄ア（イ）の規定は適用されません。
- 11 この約款の実施の日から平成23年7月31日までの間において、料金表第1表第1（基本使用料等）1（13）イおよび第2（パケット通信料）1（5）の規定は適用されません。
- 12 この約款の実施の日から平成23年6月30日までの間において次に掲げる事由が生じた場合であって、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）に係る基本使用料の料金種別の適用を継続して受けるときは、それぞれに定める期間に限り、各料金月に支払うべき基本使用料から477円（税抜）を減額します。ただし、その基本使用料の額が477円（税抜）未滿となる場合には、その料金額の限度で減額します。

- | | |
|---|---|
| （ア）あらたなフレッツ+昼割モバイル（にねん得割）に係る契約の締結 | その契約を締結した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間 |
| （イ）フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）に係る基本使用料の料金種別への変更の請求 | その変更の請求があった日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間 |

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年4月25日から実施します。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
（基本使用料の料金種別に関する特例）
- 2 平成23年3月31日実施の附則第10項中「平成23年5月31日」とあるのは、「平成23年7月31日」とします。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月26日から実施します。
（料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった契約者のEMOBI通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年2月22日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年3月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(メール機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現にメール機能の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によるほか、従前のおりとしします。

(1) メール機能に係る使用料は、1契約ごとに月額200円(税抜)とします。

(2) メール機能に係る使用料については、料金表通則4(基本使用料等の日割り)の規定にかかわらず、日割り計算を行いません。

(3) 特定料金種別が適用されている契約者は、(1)に規定するメール機能に係る使用料の支払いを要しません。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年3月7日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年12月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年12月18日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年2月20日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現にデータプラン（にねん得割）に係る基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、附則別紙によるほか、従前のおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年4月17日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年9月18日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成27年10月1日以降、EMOBILE契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件（当社が認めるものに限ります。）については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年12月26日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったEMOBILE通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年11月30日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年1月24日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年8月7日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったEMOBILE通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月5日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったEMOBILE通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月26日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年5月20日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年5月20日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(契約解除料に関する経過措置)

2 契約解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただし、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除きます。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年6月16日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年6月23日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和5年6月30日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年11月15日から実施します。

(基本使用料等の適用について)

2 この約款の附則に規定する料金種別に係る通信の条件等について、次の規定を適用します。

(ア) 第三世代移動通信システムまで対応する移動無線装置を使用する場合は、DS-SS-SS-SS方式に係るEMOBILE通信サービスのみを提供します。

(イ) 上記以外の移動無線装置を使用する場合は、その移動無線装置が対応している通信世代に係るEMOBILE通信サービスを提供します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年3月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

附則別紙

第1 基本使用料

1 適用

料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（1）のイおよびエ、（2）のア、イおよびウ、（4）のア、イおよびウならびに（9）のア、イ、ウ、エおよびオの規定については、下表の規定のとおり読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。にねん、新にねんまたはにねん2480に係る基本使用料の料金種別が適用されている契約者については、それぞれ附則別紙第1（基本使用料）1（適用）の（4）、（5）または（6）の該当する規定を適用します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用） (1) イおよびエ	イ EMモバイルブロードバンドには契約の種別ごとに、下表の右欄の基本使用料の料金種別があります。	
	契約の種別	料金種別
	一般契約	データプラン（ベーシック）
		ギガデータプラン（ベーシック）
		バリューデータプラン（ベーシック）
		ライトデータプラン（ベーシック）
		スーパーライトデータプラン（ベーシック）
		データプランB（ベーシック）
		昼割プラン（ベーシック）
		フレッツ+定額モバイル（ベーシック）
		フレッツ+スーパーライト（ベーシック）
		フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）
		EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）
EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）		
EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）		

				EMOBILE G4 スーパー ライトデータプラン（ベーシッ ク）
				EMOBILE G4 データプ ランB（ベーシック）
				EMOBILE G4 昼割プラ ン（ベーシック）
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）
				フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）
	定期契約	第1種定期 契約	年とく 割	データプラン（年とく割）
				ギガデータプラン（年とく割）
				バリューデータプラン（年とく 割）
				ライトデータプラン（年とく割）
				スーパーライトデータプラン（年 とく割）
				EMOBILE G4 データプ ラン（年とく割）
				EMOBILE G4 ギガデー タプラン（年とく割）
				EMOBILE G4 バリュー データプラン（年とく割）
				EMOBILE G4 スーパー ライトデータプラン（年とく割）
				年とく 割2
			ギガデータプラン（年とく割2）	
			バリューデータプラン（年とく割 2）	
			スーパーライトデータプラン（年 とく割2）	
			データプランB（年とく割2）	

				昼割プラン（年とく割2）
				フレッツ+定額モバイル（年とく割2）
				フレッツ+スーパーライト（年とく割2）
				フレッツ+昼割モバイル（年とく割2）
				EMOBILE G4 データプラン（年とく割2）
				EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割2）
				EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割2）
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割2）
				EMOBILE G4 データプランB（年とく割2）
				EMOBILE G4 昼割プラン（年とく割2）
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（年とく割2）
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（年とく割2）
				フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（年とく割2）
		第3種定期契約	にねんMAX	データプラン（にねんMAX）
				ギガデータプラン（にねんMAX）
				バリューデータプラン（にねんMAX）
				スーパーライトデータプラン（にねんMAX）
				データプランB（にねんMAX）

				昼割プラン (にねんMAX)
				フレッツ+定額モバイル(にねんMAX)
				フレッツ+スーパーライト(にねんMAX)
				EMOBILE G4 データプラン (にねんMAX)
				EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんMAX)
				EMOBILE G4 バリュージェータプラン (にねんMAX)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねんMAX)
				EMOBILE G4 データプランB (にねんMAX)
				EMOBILE G4 昼割プラン (にねんMAX)
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんMAX)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんMAX)
		にねん 2480		スーパーライトデータプラン(にねん2480)
				フレッツ+スーパーライト(にねん2480)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねん2480)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん2480)
		にねん L		データプラン (にねんL)
				ギガデータプラン (にねんL)

				バリューデータプラン（にねんL）
				スーパーライトデータプラン（にねんL）
				データプランB（にねんL）
				昼割プラン（にねんL）
				フレッツ+定額モバイル（にねんL）
				フレッツ+スーパーライト（にねんL）
				EMOBILE G4 データプラン（にねんL）
				EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねんL）
				EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねんL）
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねんL）
				EMOBILE G4 データプランB（にねんL）
				EMOBILE G4 昼割プラン（にねんL）
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねんL）
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねんL）
			にねん	データプラン（にねん）
				ギガデータプラン（にねん）
				バリューデータプラン（にねん）
				ライトデータプラン（にねん）
				スーパーライトデータプラン（にねん）
				データプランB（にねん）
				フレッツ+定額モバイル（にねん）

				フレッツ+スーパーライト(にねん)
				EMOBILE G4 データプラン(にねん)
				EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねん)
				EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねん)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねん)
				EMOBILE G4 データプランB(にねん)
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねん)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん)
			にねん	データプラン(にねんM)
			M	ギガデータプラン(にねんM)
				バリューデータプラン(にねんM)
				スーパーライトデータプラン(にねんM)
				データプランB(にねんM)
				昼割プラン(にねんM)
				フレッツ+定額モバイル(にねんM)
				フレッツ+スーパーライト(にねんM)
				フレッツ+昼割モバイル(にねんM)
				EMOBILE G4 データプラン(にねんM)
				EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねんM)

				EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんM)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんM)
				EMOBILE G4 データプランB (にねんM)
				EMOBILE G4 昼割プラン (にねんM)
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんM)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんM)
				フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル (にねんM)
			新にねん	データプラン (新にねん)
				ギガデータプラン (新にねん)
				バリューデータプラン (新にねん)
				ライトデータプラン (新にねん)
				スーパーライトデータプラン (新にねん)
				データプランB (新にねん)
				フレッツ+定額モバイル (新にねん)
				フレッツ+スーパーライト (新にねん)
				EMOBILE G4 データプラン (新にねん)
				EMOBILE G4 ギガデータプラン (新にねん)
				EMOBILE G4 バリューデータプラン (新にねん)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (新にねん)

				EMOBILE G4 データプランB (新にねん)
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (新にねん)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (新にねん)
		にねんS		データプラン (にねんS)
				ギガデータプラン (にねんS)
				バリューデータプラン (にねんS)
				スーパーライトデータプラン (にねんS)
				データプランB (にねんS)
				フレッツ+定額モバイル (にねんS)
				フレッツ+スーパーライト (にねんS)
				EMOBILE G4 データプラン (にねんS)
				EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねんS)
				EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねんS)
				EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねんS)
				EMOBILE G4 データプランB (にねんS)
				フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねんS)
				フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねんS)
	第4種定期契約		にねん得割	
				スーパーライトデータプラン (にねん得割)
				データプランB (にねん得割)

				昼割プラン（にねん得割） フレッツ+定額モバイル（にねん得割） フレッツ+スーパーライト（にねん得割） フレッツ+昼割モバイル（にねん得割） EMOBILE G4 データプラン（にねん得割） EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割） EMOBILE G4 データプランB（にねん得割） EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割） フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割） フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割） フレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）
(2) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用） (2) ア、イおよびウ	ア	データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、ライトデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプランB（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 データプランB（ベーシック）、EMOBILE G4 昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）、フ		

	<p>レッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）またはレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、料金表第1表第1（基本使用料等）2の2-1または附則別紙第1（基本使用料）の2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、ライトデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプランB（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、レッツ+定額モバイル（ベーシック）、レッツ+スーパーライト（ベーシック）、レッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 データプランB（ベーシック）、EMOBILE G4 昼割プラン（ベーシック）、レッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）、レッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）またはレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、ライトデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプランB（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、レッツ+定額モバイル（ベーシック）、レッツ+スーパーライト（ベーシック）、レッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 データプランB（ベーシック）、EMOBILE G4 昼割プラン（ベーシック）、レッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）、レッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）またはレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>
--	---

区 分	基本使用料の適用
<p>1 データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）、バリューデータプラン（ベーシック）、ライトデータプラン（ベーシック）、スーパーライトデータプラン（ベーシック）、データプランB（ベーシック）、昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+昼割モバイル（ベーシック）、EMOBILE G4 データプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 データプランB（ベーシック）、EMOBILE G4 昼割プラン（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（ベーシック）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（ベーシック）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（ベーシック）の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>

<p>(3) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)</p> <p>(4) ア、イおよびウ</p>	<p>ア データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、ライトデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 データプラン(年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割)またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、料金表第1表第1(基本使用料等)2の2-1または附則別紙第1(基本使用料)2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、ライトデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 データプラン(年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割)またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割)の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、ライトデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 データプラン(年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(年とく割)またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(年とく割)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="499 1509 951 1559">区 分</th> <th data-bbox="951 1509 1356 1559">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="499 1559 951 1980">1 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、ライトデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 データプラン(年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割)、EM</td> <td data-bbox="951 1559 1356 1980">その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、ライトデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 データプラン(年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割)、EM	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	
区 分	基本使用料の適用				
1 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)、バリューデータプラン(年とく割)、ライトデータプラン(年とく割)、スーパーライトデータプラン(年とく割)、EMOBILE G4 データプラン(年とく割)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(年とく割)、EM	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				

	<p>OBILE G4 バリューデータプラン（年とく割）またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割）の解除があったとき。</p>	
	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>(3)の2 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（9）ア、イ、ウ、エおよびオ</p>	<p>ア データプラン（にねん得割）、スーパーライトデータプラン（にねん得割）、データプランB（にねん得割）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、第1表第1の2または附則別紙第1（基本使用料）2に規定するに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン（にねん得割）、スーパーライトデータプラン（にねん得割）、データプランB（にねん得割）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p>	

	<p>ウ データプラン（にねん得割）、スーパーライトデータプラン（にねん得割）、データプランB（にねん得割）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>
--	---

区分	基本使用料の適用
<p>1 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、データプランB（にねん得割）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割）、EMOBILE G4 データプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 データプランB（にねん得割）、EMOBILE G4 昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん得割）、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）またはフレッツ+EMOBILE G4 昼割モバイル（にねん得割）の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>エ データプラン（にねん得割）に係る基本使用料の適用を受ける契約者は、EMOBILE通信サービスに係る契約を締結した日を含む料金月から起算して24料金月を超える期間を継続して契約を締結している場合、附則別紙第2（パケット通信料）1（1）の規定に基づいて算定される料金額が発生しない料金月について、2（料金額）に規定する基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>オ エにおいて「継続して契約を締結している場合」とは、次の場</p>	

	<p>合をいいます。</p> <p>(ア) 定期契約の満了に伴い契約を更新した場合。</p> <p>(イ) 定期契約の満了に伴い契約を変更した場合。</p> <p>(ウ) 契約を解除すると同時にあらたに契約を締結した場合。</p>
<p>(4) データプラン(にねん)、ギガデータプラン(にねん)、バリューデータプラン(にねん)、ライトデータプラン(にねん)、スーパーライトデータプラン(にねん)、データプランB(にねん)、フレッツ+定額モバイル(にねん)、フレッツ+スーパーライト(にねん)、EMOBILE G4 データプラン(にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねん)、EMOBILE G4 データプランB(にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねん)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、附則別紙第1(基本使用料)2に規定する料金額を適用します。</p>	<p>ア データプラン(にねん)、ギガデータプラン(にねん)、バリューデータプラン(にねん)、ライトデータプラン(にねん)、スーパーライトデータプラン(にねん)、データプランB(にねん)、フレッツ+定額モバイル(にねん)、フレッツ+スーパーライト(にねん)、EMOBILE G4 データプラン(にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねん)、EMOBILE G4 データプランB(にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねん)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、附則別紙第1(基本使用料)2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(にねん)、ギガデータプラン(にねん)、バリューデータプラン(にねん)、ライトデータプラン(にねん)、スーパーライトデータプラン(にねん)、データプランB(にねん)、フレッツ+定額モバイル(にねん)、フレッツ+スーパーライト(にねん)、EMOBILE G4 データプラン(にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねん)、EMOBILE G4 データプランB(にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねん)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ データプラン(にねん)、ギガデータプラン(にねん)、バリュー</p>

<p>MOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 データプランB（にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん）およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん）に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ーデータプラン（にねん）、ライトデータプラン（にねん）、スーパーライトデータプラン（にねん）、データプランB（にねん）、フレッツ+定額モバイル（にねん）、フレッツ+スーパーライト（にねん）、EMOBILE G4 データプラン（にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 データプランB（にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="504 840 951 887">区 分</th> <th data-bbox="951 840 1343 887">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="504 887 951 1977"> <p>1 データプラン（にねん）、ギガデータプラン（にねん）、バリューデータプラン（にねん）、ライトデータプラン（にねん）、スーパーライトデータプラン（にねん）、データプランB（にねん）、フレッツ+定額モバイル（にねん）、フレッツ+スーパーライト（にねん）、EMOBILE G4 データプラン（にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 データプランB（にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん）の解除があったとき。</p> </td> <td data-bbox="951 887 1343 1977"> <p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	<p>1 データプラン（にねん）、ギガデータプラン（にねん）、バリューデータプラン（にねん）、ライトデータプラン（にねん）、スーパーライトデータプラン（にねん）、データプランB（にねん）、フレッツ+定額モバイル（にねん）、フレッツ+スーパーライト（にねん）、EMOBILE G4 データプラン（にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 データプランB（にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん）の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>
区 分	基本使用料の適用			
<p>1 データプラン（にねん）、ギガデータプラン（にねん）、バリューデータプラン（にねん）、ライトデータプラン（にねん）、スーパーライトデータプラン（にねん）、データプランB（にねん）、フレッツ+定額モバイル（にねん）、フレッツ+スーパーライト（にねん）、EMOBILE G4 データプラン（にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん）、EMOBILE G4 データプランB（にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん）の解除があったとき。</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>			

	<p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>(5) データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプランB(新にねん)、フレッツ+定額モバイル(新にねん)、フレッツ+スーパーライト(新にねん)、EMOBILE G4 データプラン(新にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(新にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(新にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(新にねん)、EMOBILE G4 データプランB(新にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(新にねん)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(新にねん)の契約者は、第22条(定期契約の満了に伴う契約の変更等)第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。</p>	<p>エ データプランB(にねん)、フレッツ+定額モバイル(にねん)、フレッツ+スーパーライト(にねん)、EMOBILE G4 データプランB(にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(にねん)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん)の契約者は、第22条(定期契約の満了に伴う契約の変更等)第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。</p> <p>ア データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプランB(新にねん)、フレッツ+定額モバイル(新にねん)、フレッツ+スーパーライト(新にねん)、EMOBILE G4 データプラン(新にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(新にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(新にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(新にねん)、EMOBILE G4 データプランB(新にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(新にねん)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(新にねん)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、附則別紙第1(基本使用料)2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)、バリューデータプラン(新にねん)、ライトデータプラン(新にねん)、スーパーライトデータプラン(新にねん)、データプランB(新にねん)、フレッツ+定額モバイル(新にねん)、フレッツ+スーパーライト(新にねん)、EMOBILE G4 データプラン(新にねん)、EMOBILE G4 ギガデータプラン(新にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン(新にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(新にねん)、EMOBILE G4 データプランB(新にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル(新にねん)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(新にねん)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p>	

<p>ータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 データプランB（新にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（新にねん）に係る基本使用料の取扱い</p>	<p>ウ データプラン（新にねん）、ギガデータプラン（新にねん）、バリューデータプラン（新にねん）、ライトデータプラン（新にねん）、スーパーライトデータプラン（新にねん）、データプランB（新にねん）、フレッツ+定額モバイル（新にねん）、フレッツ+スーパーライト（新にねん）、EMOBILE G4 データプラン（新にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 データプランB（新にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（新にねん）の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="504 889 944 936">区 分</th> <th data-bbox="951 889 1347 936">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="504 945 944 1977"> <p>1 データプラン（新にねん）、ギガデータプラン（新にねん）、バリューデータプラン（新にねん）、ライトデータプラン（新にねん）、スーパーライトデータプラン（新にねん）、データプランB（新にねん）、フレッツ+定額モバイル（新にねん）、フレッツ+スーパーライト（新にねん）、EMOBILE G4 データプラン（新にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 データプランB（新にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライ</p> </td> <td data-bbox="951 945 1347 1977"> <p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	<p>1 データプラン（新にねん）、ギガデータプラン（新にねん）、バリューデータプラン（新にねん）、ライトデータプラン（新にねん）、スーパーライトデータプラン（新にねん）、データプランB（新にねん）、フレッツ+定額モバイル（新にねん）、フレッツ+スーパーライト（新にねん）、EMOBILE G4 データプラン（新にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 データプランB（新にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライ</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>	
区 分	基本使用料の適用				
<p>1 データプラン（新にねん）、ギガデータプラン（新にねん）、バリューデータプラン（新にねん）、ライトデータプラン（新にねん）、スーパーライトデータプラン（新にねん）、データプランB（新にねん）、フレッツ+定額モバイル（新にねん）、フレッツ+スーパーライト（新にねん）、EMOBILE G4 データプラン（新にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 データプランB（新にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライ</p>	<p>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</p>				

	<p>ト（新にねん）の解除があったとき。</p> <p>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</p>	<p>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</p>
<p>(6) スーパーライトデータプラン（にねん2480）、フレッツ+スーパーライト（にねん2480）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）およびフレッツ+EMOBILE G4</p>	<p>エ データプラン（新にねん）、ギガデータプラン（新にねん）、バリューデータプラン（新にねん）、ライトデータプラン（新にねん）、スーパーライトデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 データプラン（新にねん）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（新にねん）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（新にねん）またはEMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（新にねん）の契約者は、第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割に係る料金種別に変更します。</p> <p>オ データプランB（新にねん）、フレッツ+定額モバイル（新にねん）、フレッツ+スーパーライト（新にねん）、EMOBILE G4 データプランB（新にねん）、フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル（新にねん）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（新にねん）の契約者は、第22条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。</p> <p>ア スーパーライトデータプラン（にねん2480）、フレッツ+スーパーライト（にねん2480）EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん2480）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、附則別紙第1（基本使用料）2に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ スーパーライトデータプラン（にねん2480）、フレッツ+スーパーライト（にねん2480）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん2480）の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。</p> <p>ウ スーパーライトデータプラン（にねん2480）、フレッツ+スーパーライト（にねん2480）、EMOBILE G4 スーパ</p>	

スーパーライト (にねん2480)に係る基本使用料の取扱い	ーライトデータプラン(にねん2480)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん2480)の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
	区 分	基本使用料の適用
	1 スーパーライトデータプラン(にねん2480)、フレッツ+スーパーライト(にねん2480)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねん2480)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん2480)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。	
エ フレッツ+スーパーライト(にねん2480)またはフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん2480)の契約者は、第22条(定期契約の満了に伴う契約の変更等)第2項の規定にかかわらず、その満了日の翌日に第1種定期契約の年とく割2に係る料金種別に変更します。		

2 料金額

区 分	料金額(税抜)
ライトデータプラン(ベーシック)	2,839円(税抜)
ライトデータプラン(年とく割)	1,886円(税抜)
スーパーライトデータプラン(にねん2480)	2,362円(税抜)
フレッツ+スーパーライト(にねん2480)	2,724円(税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン(にねん2480)	2,362円(税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト(にねん2480)	2,724円(税抜)
データプラン(にねん)	5,696円(税抜)

ギガデータプラン (にねん)	4, 7 4 3 円 (税抜)
バリューデータプラン (にねん)	3, 7 9 1 円 (税抜)
ライトデータプラン (にねん)	2, 8 3 9 円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (にねん)	1, 9 0 5 円 (税抜)
データプランB (にねん)	5, 0 2 9 円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル (にねん)	5, 6 9 6 円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト (にねん)	2, 2 6 7 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 データプラン (にねん)	6, 6 4 8 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 ギガデータプラン (にねん)	5, 6 9 6 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 バリューデータプラン (にねん)	4, 7 4 3 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 スーパーライトデータプラン (にねん)	1, 9 0 5 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 データプランB (にねん)	5, 6 0 0 円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G 4 定額モバイル (にねん)	6, 6 4 8 円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G 4 スーパーライト (にねん)	2, 2 6 7 円 (税抜)
データプラン (新にねん)	4, 7 4 3 円 (税抜)
ギガデータプラン (新にねん)	3, 7 9 1 円 (税抜)
バリューデータプラン (新にねん)	2, 8 3 9 円 (税抜)
ライトデータプラン (新にねん)	1, 8 8 6 円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (新にねん)	9 5 3 円 (税抜)
データプランB (新にねん)	4, 0 7 7 円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル (新にねん)	4, 7 4 3 円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト (新にねん)	1, 3 1 5 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 データプラン (新にねん)	5, 6 9 6 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 ギガデータプラン (新にねん)	4, 7 4 3 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 バリューデータプラン (新にねん)	3, 7 9 1 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 スーパーライトデータプラン (新にねん)	9 5 3 円 (税抜)
EMOBI LE G 4 データプランB (新にねん)	4, 6 4 8 円 (税抜)
フレッツ+EMOBI LE G 4 定額モバイル (新	5, 6 9 6 円 (税抜)

にねん)	
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (新にねん)	1,315円(税抜)
データプラン(にねん得割)	4,077円(税抜)

第2 パケット通信料

1 適用

料金表第1表第2（パケット通信料）1（適用）（1）、（2）アおよびイならびに（3）の規定については、下表の規定のとおり読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。

<p>（1） 料金表第1表第2（パケット通信料）1（適用）（1）</p>	<p>パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、附則別紙第2（パケット通信料）2に規定する料金額を適用します。</p>	
<p>（2） 料金表第1表第2（パケット通信料）1（適用）（2） アおよびイ</p>	<p>ア 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p>	
	<p>基本使用料の 料金種別</p>	<p>支払いを要しない額/（税抜）</p>
	<p>ライトデータプラン （ベーシック）</p>	<p>（1）に規定した93,400パケット分の料金 934円（税抜）</p>
	<p>ライトデータプラン （年とく割）</p>	<p>（1）に規定した93,400パケット分の料金 934円（税抜）</p>
	<p>スーパーライトデータプラン （にねん2480）</p>	<p>（1）に規定した23,825パケット分の料金 953円（税抜）</p>
	<p>フレッツ+スーパーライト（にねん2480）</p>	<p>（1）に規定した23,350パケット分の料金 934円（税抜）</p>
	<p>EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）</p>	<p>（1）に規定した23,825パケット分の料金 953円（税抜）</p>
	<p>フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん2480）</p>	<p>（1）に規定した23,350パケット分の料金 934円（税抜）</p>
	<p>データプラン（にねん）</p>	<p>（1）に規定した料金額</p>

ギガデータプラン (にねん)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
バリューデータプラン (にねん)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)
ライトデータプラン (にねん)	(1)に規定した93,400パケット分の料金934円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (にねん)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円 (税抜)
データプランB (にねん)	(1)に規定した料金額
フレッツ+定額モバイル (にねん)	(1)に規定した料金額
フレッツ+スーパーライト (にねん)	(1)に規定した23,350パケット分の料金934円 (税抜)
EMOBILE G4データプラン (にねん)	(1)に規定した料金額
EMOBILE G4ギガデータプラン (にねん)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
EMOBILE G4バリューデータプラン (にねん)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)
EMOBILE G4スーパーライトデータプラン (にねん)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円 (税抜)
EMOBILE G4データプランB (にねん)	(1)に規定した料金額
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねん)	(1)に規定した料金額

フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん)	(1)に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
データプラン (新にねん)	(1)に規定した料金額
ギガデータプラン (新にねん)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
バリューデータプラン (新にねん)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)
ライトデータプラン (新にねん)	(1)に規定した93,400パケット分の料金 934円 (税抜)
スーパーライトデータプラン (新にねん)	(1)に規定した23,825パケット分の料金 953円 (税抜)
データプランB (新にねん)	(1)に規定した料金額
フレッツ+定額モバイル (新にねん)	(1)に規定した料金額
フレッツ+スーパーライト (新にねん)	(1)に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン (新にねん)	(1)に規定した料金額
EMOBILE G4 ギガデータプラン (新にねん)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (新にねん)	(1)に規定した2,457,600パケット分の料金24,576円 (税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (新にねん)	(1)に規定した23,825パケット分の料金 953円 (税抜)
EMOBILE G4 データプランB (新にねん)	(1)に規定した料金額

フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (新にねん)	(1) に規定した料金額
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (新にねん)	(1) に規定した23,350パケット分の料金 934円 (税抜)
データプラン (にねん得割)	(1) に規定した料金額

イ ライトデータプラン (ベーシック)、ライトデータプラン (年とく割)、ライトデータプラン (にねん)、ライトデータプラン (新にねん)、スーパーライトデータプラン (にねん)、スーパーライトデータプラン (新にねん)、スーパーライトデータプラン (にねん2480)、フレッツ+スーパーライト (にねん2480)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (新にねん)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん2480)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん2480)、バリューデータプラン (にねん)、バリューデータプラン (新にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねん)、EMOBILE G4 バリューデータプラン (新にねん)、フレッツ+スーパーライト (にねん)、フレッツ+スーパーライト (新にねん)、フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん) およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (新にねん) におけるパケット通信料のうち支払いを要しない額については、料金表通則4 (基本使用料等の日割り) の規定に準じて、日割り計算を行います。

ウ データプラン (得割)、データプラン (にねん得割)、ライトデータプラン (ベーシック)、ライトデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (ベーシック)、スーパーライトデータプラン (年とく割)、スーパーライトデータプラン (年とく割2)、スーパーライトデータプラン (にねん得割)、ギガデータプラン (ベーシック)、ギガデータプラン (年とく割)、ギガデータプラン (年とく割2)、バリューデータプラン (ベーシック)、バリューデータプラン (年とく割)、バリューデータプラン (年とく割2)、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (ベーシック)、

	<p>EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（年とく割2）、EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん得割）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 ギガデータプラン（年とく割）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（ベーシック）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割）、EMOBILE G4 バリューデータプラン（年とく割2）、昼割プラン（ベーシック）、昼割プラン（にねん得割）、フレッツ+スーパーライト（ベーシック）、フレッツ+スーパーライト（年とく割2）、フレッツ+スーパーライト（にねん得割）、フレッツ+昼割モバイル（にねん得割） フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（年とく割2） およびフレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん得割）におけるパケット通信料のうち支払いを要する額については、料金表通則4（基本使用料等の日割り）の規定に準じて、日割り計算を行います。</p>														
<p>(3) 料金表第1表第2（パケット通信料）1（適用）(3)</p>	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線からのパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額以上となる場合は、その料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="528 1272 1334 1977"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1272 837 1375">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="837 1272 1334 1375">最大パケット通信料金額/（税抜）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1375 837 1473">ライトデータプラン（ベーシック）</td> <td data-bbox="837 1375 1334 1473">4, 267円 （税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1473 837 1592">ライトデータプラン（年とく割）</td> <td data-bbox="837 1473 1334 1592">4, 267円 （税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1592 837 1691">ライトデータプラン（にねん）</td> <td data-bbox="837 1592 1334 1691">4, 267円 （税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1691 837 1789">ライトデータプラン（新にねん）</td> <td data-bbox="837 1691 1334 1789">4, 267円 （税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1789 837 1888">スーパーライトデータプラン（にねん）</td> <td data-bbox="837 1789 1334 1888">4, 743円 （税抜）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1888 837 1977">スーパーライトデータプラン（新にねん）</td> <td data-bbox="837 1888 1334 1977">4, 743円 （税抜）</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額/（税抜）	ライトデータプラン（ベーシック）	4, 267円 （税抜）	ライトデータプラン（年とく割）	4, 267円 （税抜）	ライトデータプラン（にねん）	4, 267円 （税抜）	ライトデータプラン（新にねん）	4, 267円 （税抜）	スーパーライトデータプラン（にねん）	4, 743円 （税抜）	スーパーライトデータプラン（新にねん）	4, 743円 （税抜）
基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額/（税抜）														
ライトデータプラン（ベーシック）	4, 267円 （税抜）														
ライトデータプラン（年とく割）	4, 267円 （税抜）														
ライトデータプラン（にねん）	4, 267円 （税抜）														
ライトデータプラン（新にねん）	4, 267円 （税抜）														
スーパーライトデータプラン（にねん）	4, 743円 （税抜）														
スーパーライトデータプラン（新にねん）	4, 743円 （税抜）														

	スーパーライトデータプラン (にねん2480)	4,743円 (税抜)
	フレッツ+スーパーライト (にねん)	4,743円 (税抜)
	フレッツ+スーパーライト (新にねん)	4,743円 (税抜)
	フレッツ+スーパーライト (にねん2480)	4,743円 (税抜)
	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん)	5,696円 (税抜)
	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (新にねん)	5,696円 (税抜)
	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん2480)	5,696円 (税抜)
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん)	5,696円 (税抜)
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (新にねん)	5,696円 (税抜)
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん2480)	5,696円 (税抜)

<p>(3) 料金表第1表第2(パケット通信料)1(適用)(4)</p>	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、料金表第1(基本使用料)で計算された契約者回線の基本使用料と料金表第2(パケット通信料)(1)および(2)で計算されたその契約者回線からのパケット通信料の合計額が、同表の右欄に規定する最大料金額以上となる場合は、その最大料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者識別番号ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="528 555 1334 1619"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 555 850 647">基本使用料の料金種別</th> <th data-bbox="850 555 1334 647">最大料金額/(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 647 850 745">ギガデータプラン (にねん)</td> <td data-bbox="850 647 1334 745">6,648円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 745 850 844">ギガデータプラン (新にねん)</td> <td data-bbox="850 745 1334 844">5,696円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 844 850 987">EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねん)</td> <td data-bbox="850 844 1334 987">7,600円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 987 850 1131">EMOBILE G4 ギガデータプラン (新にねん)</td> <td data-bbox="850 987 1334 1131">6,648円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1131 850 1229">バリューデータプラン (にねん)</td> <td data-bbox="850 1131 1334 1229">6,648円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1229 850 1328">バリューデータプラン (新にねん)</td> <td data-bbox="850 1229 1334 1328">5,696円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1328 850 1471">EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねん)</td> <td data-bbox="850 1328 1334 1471">7,600円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1471 850 1619">EMOBILE G4 バリューデータプラン (新にねん)</td> <td data-bbox="850 1471 1334 1619">6,648円 (税抜)</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	最大料金額/(税抜)	ギガデータプラン (にねん)	6,648円 (税抜)	ギガデータプラン (新にねん)	5,696円 (税抜)	EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねん)	7,600円 (税抜)	EMOBILE G4 ギガデータプラン (新にねん)	6,648円 (税抜)	バリューデータプラン (にねん)	6,648円 (税抜)	バリューデータプラン (新にねん)	5,696円 (税抜)	EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねん)	7,600円 (税抜)	EMOBILE G4 バリューデータプラン (新にねん)	6,648円 (税抜)
基本使用料の料金種別	最大料金額/(税抜)																		
ギガデータプラン (にねん)	6,648円 (税抜)																		
ギガデータプラン (新にねん)	5,696円 (税抜)																		
EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねん)	7,600円 (税抜)																		
EMOBILE G4 ギガデータプラン (新にねん)	6,648円 (税抜)																		
バリューデータプラン (にねん)	6,648円 (税抜)																		
バリューデータプラン (新にねん)	5,696円 (税抜)																		
EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねん)	7,600円 (税抜)																		
EMOBILE G4 バリューデータプラン (新にねん)	6,648円 (税抜)																		

2 料金額

区 分		料金額（税抜）
パ ケ ッ ト 通 信 料	ライトデータプラン（ベーシック）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
	ライトデータプラン（年とく割）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
	スーパーライトデータプラン（にねん2480）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
	フレッツ+スーパーライト（にねん2480）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
	EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン（にねん2480）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
	フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト（にねん2480）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
	データプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
	ギガデータプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
	バリューデータプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
	ライトデータプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
	スーパーライトデータプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
	データプランB（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
	フレッツ+定額モバイル（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）
	フレッツ+スーパーライト（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.04円 （税抜）
	EMOBILE G4 データプラン（にねん）	1課金対象パッケージごとに0.01円 （税抜）

EMOBILE G4 ギガデータプラン (にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (にねん)	1課金対象パケットごとに0.04円 (税抜)
EMOBILE G4 データプランB (にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (にねん)	1課金対象パケットごとに0.04円 (税抜)
データプラン (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
ギガデータプラン (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
バリューデータプラン (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
ライトデータプラン (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
スーパーライトデータプラン(新にねん)	1課金対象パケットごとに0.04円 (税抜)
データプランB (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+定額モバイル(新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+スーパーライト(新にねん)	1課金対象パケットごとに0.04円 (税抜)
EMOBILE G4 データプラン (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 ギガデータプラン (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 バリューデータプラン (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
EMOBILE G4 スーパーライトデータプラン (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.04円 (税抜)

EMOBILE G4 データプランB (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 定額モバイル (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)
フレッツ+EMOBILE G4 スーパーライト (新にねん)	1課金対象パケットごとに0.04円 (税抜)
データプラン (にねん得割)	1課金対象パケットごとに0.01円 (税抜)

第3 契約解除料

1 適用

料金表第1表第4（契約解除料）1（適用）（1）のイの規定については、下表の規定のとおり読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。

(1) 料金表第1表 第4（契約解除料）1 (適用) (1) イ	イ 契約者は、基本使用料の料金種別の変更により次表の左欄の定期契約を解除すると同時にあらたに同表の右欄に規定する契約を締結したときは、料金表第1表第4（契約解除料）2または附則別紙第3（契約解除料）2に規定する契約解除料の支払いを要します。	
	契約解除料の適用	
	第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約
	第3種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第3種定期契約 第4種定期契約
第4種定期契約	一般契約 第1種定期契約	

2 料金額

		料金額 (税抜)		
		第3種定期契約		
		にねん2480	にねん	新にねん
経過期間	ご利用 開始月	56,686円 (税抜)	45,715円 (税抜)	22,858円 (税抜)
	1ヶ月	56,686円 (税抜)	45,715円 (税抜)	22,858円 (税抜)
	2ヶ月	54,324円 (税抜)	43,810円 (税抜)	21,905円 (税抜)
	3ヶ月	51,962円 (税抜)	41,905円 (税抜)	20,953円 (税抜)
	4ヶ月	49,600円 (税抜)	40,000円 (税抜)	20,000円 (税抜)
	5ヶ月	47,239円 (税抜)	38,096円 (税抜)	19,048円 (税抜)
	6ヶ月	44,877円 (税抜)	36,191円 (税抜)	18,096円 (税抜)
	7ヶ月	42,515円 (税抜)	34,286円 (税抜)	17,143円 (税抜)
	8ヶ月	40,153円 (税抜)	32,381円 (税抜)	16,191円 (税抜)
	9ヶ月	37,791円 (税抜)	30,477円 (税抜)	15,239円 (税抜)
	10ヶ月	35,429円 (税抜)	28,572円 (税抜)	14,286円 (税抜)
	11ヶ月	33,067円 (税抜)	26,667円 (税抜)	13,334円 (税抜)
	12ヶ月	30,705円 (税抜)	24,762円 (税抜)	12,381円 (税抜)
	13ヶ月	28,343円 (税抜)	22,858円 (税抜)	11,429円 (税抜)
14ヶ月	25,981円 (税抜)	20,953円 (税抜)	10,477円 (税抜)	

15ヶ月	23,619円 (税抜)	19,048円 (税抜)	9,524円 (税抜)
16ヶ月	21,258円 (税抜)	17,143円 (税抜)	8,572円 (税抜)
17ヶ月	18,896円 (税抜)	15,239円 (税抜)	7,619円 (税抜)
18ヶ月	16,534円 (税抜)	13,334円 (税抜)	6,667円 (税抜)
19ヶ月	14,172円 (税抜)	11,429円 (税抜)	5,715円 (税抜)
20ヶ月	11,810円 (税抜)	9,524円 (税抜)	4,762円 (税抜)
21ヶ月	9,448円 (税抜)	7,619円 (税抜)	3,810円 (税抜)
22ヶ月	7,086円 (税抜)	5,715円 (税抜)	2,858円 (税抜)
23ヶ月	4,724円 (税抜)	3,810円 (税抜)	1,905円 (税抜)
24ヶ月	2,362円 (税抜)	1,905円 (税抜)	953円 (税抜)